

第百二十六回 参議院通信委員会 會議録第十三号

平成五年六月四日(金曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

六月二日

辞任

三重野栄子君
山下 栄一君

補欠選任

山田 健一君
鶴岡 洋君

六月三日

辞任

山田 健一君

補欠選任

三重野栄子君

六月四日

辞任

川橋 幸子君

補欠選任

堀 利和君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

國務大臣

郵政大臣

郵政政務次官

郵政大臣官房長

郵政省電気通信局長

郵政省放送行政局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

通商産業省機械情報産業局電子機器課長

運輸省海上技術安全局船員部労働基準課長

建設省道路局高速国道課長

消防庁防災課長

消防庁救急救助課長

鶴岡 洋君

鈴木 栄治君

青島 幸男君

小泉純一郎君

齊藤斗志二君

五十嵐三津雄君

白井 太君

木下 昌浩君

星野 欣司君

三宅 信弘君

中畑 美男君

井上 啓一君

牧野 清文君

山中 昭栄君

本日、の会議に付した案件

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野別隆俊君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二日、山下栄一君が委員を辞任され、その

補欠として鶴岡洋君が選任されました。また、本日、川橋幸子君が委員を辞任され、その補欠として堀利和君が選任されました。

○委員長(野別隆俊君) 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。小泉郵政大臣。

○國務大臣(小泉純一郎君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由とし、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととする、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について、外国人等であることを免許付与の欠格事由とし、行政事務の簡素化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととする、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものであります。

第三に、技術基準適合証明を受けた旨の表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、郵政省令で定める方法により、その表示を除去しなければならないこととしております。

第四に、郵政大臣は、不法に開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(特定不法開設局)が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備のうち特定不法開設局に使用されるおそれがないものを除いたもの(特定周波数無線設備)が広く販売されているため、特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、郵政省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができることとしております。

また、指定された無線設備(指定無線設備)の小売業者とする者(指定無線設備小売業者)が指定無線設備を販売するときは、販売契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、無線局の免許を受けなければならない旨を、告げ、または示すとともに、販売契約を締結したときは、無線局を不法に開設した場合の罰則等を記載した書面を購入者に交付しなければならないこととし、指定無線設備小売業者がこれに違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなることを認めるときは、郵政大臣は、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができることとする等所要の規定を設けることとしております。

以上のほか、所要の規定を整備することとしております。

なお、この法律は、平成六年四月一日から施行することとしておりますが、無線局免許申請者の欠格事由の緩和及び無線局の免許申請に係る審査

事項の簡素化に関する改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(野別隆俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中尾則幸君 おはようございます。中尾でございます。

まず初めに、ただいま提案されました電波法の一部改正法律案について御質問いたします。

今回提案されました電波利用に係る規制緩和は、外国性の排除等、大変結構だと思っております。若干遅きに失したなということさえ感ずるほどであります。

ただ、ちょっと問題といえますか、不法開設局の防止対策について、例えば販売店にこれだけの義務だけで果たして防止ができるだろうか。具体的に言えば、告知義務みたいなものを設けてありますけれども、どうしても悪いことをする人ならすり抜けていくということがありまして、その点どんなような対策といえますか効果等を考えていらっしゃるのか、まず伺いたいです。

○政府委員(白井太君) 不法電波をなくすための対策をもっと積極的に講ずべきであるという御指摘は、既に昨年の通常国会のときにも多くの先生方から御指摘された点でございます。私どもとしては、そうした御指摘を踏まえまして、できるだけ効果のある不法無線の防止対策というのを講ずる必要があるということで、今回の法律案を御提案申し上げるまでの段階においていろいろ検討をさせていただいたわけであります。

端的に申し上げますと、無線設備を製造する段階でもっときちとした対策がとれないのかとか、あるいはその販売をする段階にしても、ただいまの先生のお話のように、今提案されている告

知というようなことだけではなくて、もっときちとした対策はとれないのかという御意見を現在も大変多くの先生方から御指摘を受けているわけであります。

ただ、結論的に申し上げますと、まず、製造段階での規制ということになりますと、理屈の上だけの話だということになるかもしませんが、無線機を製造したという段階だけでは、これは無線機がすべて違法だとかいうことにはならないわけであります。そうなりますと、不法電波を発生するおそれがある無線機だからということ、すべての無線機について十把一からげにあるいは一網打尽にこれを規制の対象にするということになってしまっておそれがあるわけであります。そうしたやり方というのは、余りにも規制として行き過ぎではないかという御意見が別の方からまたあるわけであります。

それから販売の段階につきましても、実は当初は私どもとしては、もう少し効果が期待できるようなやり方というのいろいろ考えて関係のところとお話をしてきたことは事実でございますけれども、しかしいざいざにしても、販売の段階で何らかの対策を講じようとするようになりますと、いわゆる小売業者の方にいろいろ協力をさせていただかざるならぬということにもなるわけであります。それやこれやをいろいろ考えて、今日の段階でできる対策としては、今回御提案申し上げておるような内容のものが最大限のものだというように、最終的には落ちつきまして、このような法律案を御提案させていただいたということになったわけであります。

率直に申し上げますと、このような制度で一〇〇%不法電波を発生するおそれのある無線設備の販売がなくなるとか、そういうようなことは現実の問題としては大変期待がしにくいという気持ちは私どもも持っておりますけれども、もし法律の方を通していただきたならば、新しい法律に基づいた告知制度というのをできるだけ有効に活用することによりまして不法電波の防止対策という

ことに役立てたいと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○中尾則幸君 ただいま局長からお話がありました告知義務だけではなくて、技術基準適合証明、これは同じようなことで、今のお答えも含まれていっていると思いますのであえて聞きませんけれども、悪いことをする人は除去義務とかいってもこれはもうすり抜けていくのであります。私もアマチュア無線家の方に聞きまして、今までこういった被害を受けて、善良なアマチュア無線家が非常に白い目で見られるといいますが、そういう事件が明るみに出るたびに、何か無線というのはよくないんだみたいな、そういうような大変な迷惑をこうむっているということから見て、法律の範囲内でありましても積極的に頑張っていたきたい。

ただ、私も実は無線電波の妨害を受けたことも何度かありました。最近は何もないんですけど、テレビのVHF回線の周波数をねらって混信させる。特に、私がかつて在籍しておりましたテレビ局は、ラジオもありましたので、ラジオの放送中に割り込みで周波数を合わせてやられたケースが何度かございます。FPU、フィールドビックスアップという中継用機、音声を飛ばすんですけども、巧妙にねらってくるという状況がございました。そのときに札幌の電波監理局の監視部と放送局が一体となって、ねらわれたというので一斉に三台の探知機を積んだライトバンみたいなので不法電波が発せられるところに追跡調査をやった。特定はできなかったんですけども、そういうことをやっていくうちに、やはりねらわれているぞ、摘発されるぞというかなりの効果は上がったと現場では聞いております。

ですから、法律だけで取り締まるのは大変難しいと思いますけれども、これはイタチごっこといいますが、大変だと思っておりますけれども、そういう現場の監視システムみたいなものを、絶えずそういうのをやったら追いかけていく。特に救急無線

だとか人命にかかわる問題であれば大変なことだと思っておりますので、そこら辺ひとつ最後に現場の対応策みたいなのを伺いたいと思っております。

○政府委員(白井太君) 法律の方で制度をどのようにつくりましたが、確かに先ほど先生がおっしゃいましたように、悪意を持って妨害をしようとか、あるいは規則を破ってでも不法な電波を出そうというような気持ちで対応されますと、あと私どもの方の対策としては、ただいま先生がおっしゃいましたように、そうした不法電波を発信しているものとをきちっと把握をいたしまして法律に基づいた措置をとるということに結局なるわけだと思っております。

したがって、私どもとしては、不法電波の対策としては、今回御願しておりますような制度的な手当ても考えながら同時に、他方においては、不幸にしてそうした不法電波が大変多くございますので、これを実際につかまえるための努力をする必要があるわけでございます。本年度から電波利用料制度というのでもスタートさせていたしまして、そうした監視関係についての設備の整備などにかかりのお金をこれから回していただけたということになりましたので、すぐというわけにはなかなかいきませんが、何年かの期間をかけて計画的にそのような設備の整備をいたしまして、不法電波の発信源をつかまえるというようにすることができただけ効果が上がるようにしていきたいというふうに考えております。

○中尾則幸君 ぜひ頑張ってくださいと思います。質問を変えます。先月の五月十八日の通信委員会、視覚・聴覚障害者の方の文字放送あるいは解説放送について審議いたしました。音声多重に比べて文字放送がやはりいろいろな免許制度、設備等もありまして普及していません。特に民間放送においては大都市、東京、大阪、名古屋とほんの一部でしか普及していません。せっかく東京で文字放送の字幕を流しても、電波法があるために

個々の免許を持っていないローカル局には行き渡らないということになりまして、この問題を免許制度のあり方を中心に見直してはどうかと私も提案させていただいたんですけれども、そのとき大巨初め、そういう手続でクリアできる問題であれば電波法を含めて見直していくべきだと。

それからもう一つは、許認可の場合に、前回も指摘いたしましたんですけれども、例えば中継局、北海道なら百五十数局ございます。これ一局一局免許をとらなきゃいけない。これは電波障害から守るためというメリットもあるんですけれども、その点は非常に簡素化をして、手数料を含めて見直していかなければ文字多重放送はなかなか進まないというところを指摘したんですけれども、その後の検討を含めて簡単に御説明願いたいと思います。

○政府委員(木下昌浩君) ただいま御指摘のように、我が国の文字多重放送の実施事業者の数が大変少ないと私も率直に認識しておるわけでございまして、聴覚障害者向けの放送を充実していくという意味で字幕放送の普及を図るということは非常に重要なことであると思います。そのため環境整備を図るという観点から、ただいま御指摘の免許手続の簡素化等の制度上の改善を図ることは喫緊の課題だというふうに思っております。

また、放送行政局の私的懇談会であります視聴覚障害者向け放送番組の制作・流通に関する調査研究会で現在最終報告に向けて検討していただいておりますところでございますが、文字放送の免許手続に關しましては御意見を賜っているところでございまして。

そういう中で、具体的方法については法制度上の検討が必要であると思っておりますが、それとさらにまた放送局免許制度全体との整合性ということも勘案しなければならぬと思っております。今後事務的に鋭意検討してまいりたいと思っております。

○中尾則幸君 もう一つ、めんどいいますか、喫緊の課題だというふうにお話ありましたけれども、

も、どんなふうな作業を予定されておりますか。○政府委員(木下昌浩君) 今回の時点でいついつまでというのを申し上げることができないのは大変残念でございますが、中身といたしまして、大変難しい問題が多々あるという事例を申し上げて答弁にかえさせていただきたいと思うのでございます。

例えば、文字放送の中では、字幕放送といいますが、そういう補完的利用というもののだけを取り上げていただいと言われた免許制度を簡素化していくということも考えられるわけでございまして、そういったしますと、放送番組の内容によって免許の要否が定められる。果たしてこれが制度的に許されるものかどうかということの基本的な問題、私どもまだ踏み切れないところがある。

それからまた、補完的利用とそれから独立利用あわせて、もうテレビをやっているところは一緒にくっつけてもいいじゃないかというふうな非常にドラスチックな考え方もあろうかと思っておりますが、そういったしますと今までの免許制度と非常に大きく変わってくるわけでございまして。

さらにまた、これからフックシミリ多重放送とかいろいろなものが出てくると思っております。そうしますと、一つの免許の対象として考えていたものが何かだんごになってやっていくというところ、その辺のはかのメディアとの兼ね合いとか、いろいろ問題が大きいような気がするわけでございまして、私、決して逃げるわけではございませんけれども、非常に多くの重要な課題を免許制度上抱えているというところで、なかなかそう簡単にはいかならないというふうに思っております。

○中尾則幸君 これについてはまた今後の通信委員会でもいろいろ質問させていただきたいと思っておりますけれども、免許の付与の条件として、内容等いろいろ表現の自由等にもかかわる問題だと私も承知しております。ただ、障害を持つ方という形で前向きに取り組んでいただきたいということ、

を申し添えて、質問を移ります。当委員会でもたびたび御質問、御指摘申し上げ

ましたBS3後継機の問題、いわゆるBS4の問題についてこれから取り上げたいと思っております。去る五月二十一日、電波監理審議会、電監審はBS3後継機の段階における衛星放送のあり方について答申を行いました。この答申は、我が国における二十一世紀の放送秩序を決める上からも極めて重要であります。

かねて郵政当局は、私を初めとする同僚議員が次期放送衛星BS4のあり方についてこの国会の場でいろいろ質問を繰り返してまいりました。とりわけ、いろいろ重要なところになりますと、必ずと言っていいほど、その件はただいま電波監理審議会御検討をいただいておりますというお答えをいただきます。それだけに今回の電監審の答申は大変興味深いです。大変重要なものであるというふうに考えております。

これはもちろん放送法、今回改正案が出されましたけれども、直接関係ありませんけれども、電波法にもかかわる重要な問題でありますのであえて取り上げさせていただきました。何かといえは電監審の判断に、言葉は悪いですが、過度に尊重する姿勢が今までの答申でうかがえるんですけれども、それをこの電監審答申を一種の隠れみのとして使っているのではないかと、私は常々こころ三、四回の質問で印象を抱いてきました。今般はその特長の電監審答申が出されたわけですから、これも、これから内容に沿って質問に移りたいと思

います。その前に、答申について私も何度かじっくり読ませていただきましたけれども、感想を述べさせていただきます。

大変残念なことに今回の答申では、衛星放送を含む各メディアの今後の発展の方向づけ、あるいは発展の具体的なビジョンが明らかにされていないというところをまず指摘したいと思っております。そしてまた、国際的環境で我が国の衛星放送のあり方についてもいま一つ明確ではない、きちんとした提示がなされていないと私は思います。また、答申の本文をじっくり検討いたしました。その

表現上、意味を理解するのに非常に難しいというかわからない、あるいは玉虫色の表現がずっとちりばめられておりまして、どちらにとつていいかという部分さえ見受けられます。極めて重要な点につきまして、答申をずっとめくっておりますと、行政上の数量に負うところが大きいという余地が残されている。私は問題点も多いと思

います。さらにこの答申には、私はかねがね申し上げてまいりましたけれども、すなわち民間の活力をそぐことのないように、これは郵政大臣が常々お話なさっておりますけれども、郵政当局による過度の許認可権行使といえます。その介入は避けるべきだという言葉について、今回は若干規制緩和ということである答申の中に盛り込まれているのは喜ぶべきことだと思

います。早速具体的な質問に移ります。初めに、BS4の衛星放送の目的・理念について御質問いたします。答申では、今後の放送は、地上放送、衛星放送、通信衛星を利用する放送、ケーブルテレビ等の各種放送メディアが何れもメディア特性を十分に生かしながら、多様なサービスを提供することが重要だと盛られておりますけれども、この視聴者、国民の立場に立つという姿勢は私ども大変大賛成であります。

さて、この建前を一体具体的にどう実現するか、最大の課題だと思っておりますけれども、郵政当局の対応をまず簡単に伺っておきます。

○政府委員(木下昌浩君) 国民の立場に立つて、視聴者の立場に立つて放送行政、BS3後継機の段階における衛星放送のあり方についてもそういう基本的な視点で取り組むべきであるという基本的な考え方であると思っております。したがって、答申の随所におきまして、そういった基本的な考え方に基づいた施策の推進ということが盛り込まれていると思うのであります。

例えば、現在のNTSC方式で行われている衛星放送、あるいはハイビジョンも試験放送をやっ

ておりますが、これを継続してやっていくんだというところ、一つの例でございますが、そういうような観点からとらえられている。放送方式の問題一つとりましてもそういうことが言えようかというふうに思っています。

○中尾則幸君 きょう二十二の項目の質問を用意してございまして、私自身むだ口のないように一つ一つお尋ねしてまいります。

二十一世紀の放送秩序につきまして、答申の内容は極めて簡単かつ抽象的なものに終わっておりまして、しかし放送秩序の具体的なビジョンの策定はそもそも郵政省が日々研究、検討している重要な課題だと考えます。

さて、地上放送、衛星放送、通信衛星を利用する放送、ケーブルテレビ等の各種放送メディアをそれぞれの連関と関係においてどのように調和、発展させていくか、そのビジョンを伺いたいと思っております。

○政府委員(木下昌浩君) この電監審の答申は、BS3後継機の段階の衛星放送のあり方の答申をいただいたわけでございます。私も常々行政としては、その辺の調和ある発展ということを考えて行政を進めていくべきであるということで取り組んでいるところでございます。

この衛星放送につきましては、「目的・理念」のところに書いてありますように、これも基幹的メディア、地上テレビと同様に基幹的メディアとしてやっていくんだということでございまして、その場合に特性を生かした、衛星放送の特性といえますとやはり高品質、多様な放送サービスが提供できるということになろうかと思っておりますが、そういった各メディアがそれぞれの特性を生かした形で、お互いにその持ち場持ち場で活躍をしていただくということが国民のニーズに適合していくものであるというふうに考えております。

○中尾則幸君 続いて、衛星放送の多様性の実現についてお尋ねいたします。

答申は、衛星放送の目的・理念について、基幹的放送メディアの機能、放送の多様性の実現、衛

星放送の特性を生かした放送サービスの三点を挙げております。特に、放送の多様性実現については、国民の価値観や生活様式の多様化、ゆとり増加などの状況変化などの認識を示した上で、答申はこのようになっております。

急速な技術革新・情報化の進展、地域からの情報発信等による地域の活性化・多極分散型国土形成と東京一極集中の是正に関する要請の増大など、社会環境は変化し、国民の放送に対する期待も多様化、高度化し、BS4での衛星放送はこの多様性の期待にこたえていかなければならないという趣旨であります。

私もまさしく同感であります。とりわけ答申は、地域からの情報発信や多極分散型国土形成と東京一極集中の是正などについて大変丁寧に取り上げております。この点については、答申の後半にもありますけれども、事業主体の一般放送事業者の項目でも重ねてこの点を強調しています。この点について郵政省は今後具体的にどのように実現していくのか、ちょっと伺いたいと思っております。

○政府委員(木下昌浩君) ただいまの放送の多様性の確保ということの中でさまざまな要素が触れられているわけでございます。私もこの答申を受けまして、この趣旨に沿って、具体的な免許を行っていく場合に十分勘案してまいりたいと思うわけでございますが、こういったさまざまな要素を総合的に勘案して国民のニーズに応じた多様なサービスの提供の実現を図るべきだ、そういう趣旨に受けとめております。

したがって、さっき言いましたように、免許申請の処理に当たりましては、ただいまの一極集中は正だとか地域情報発信というような観点も重要な要素の一つとして考慮してまいりたいと思っております。

○中尾則幸君 今お尋ねした地域情報の重要性について、さらに踏み込んでお尋ねします。

答申があらえて地域情報を強調し、またなぜ東京への一極集中の排除を取り上げたかについては、やはり衛星放送がその放送形態の性質上、御存じのことだと思っておりますけれども、今までの地上放送は各サテライト局がたたく必要である。ところが衛星放送というのは、ほんとに上げれば、もうシャワーのように隅々まで電波が行き渡る。これが全く放送形態が違ってくるのであります。ですから、今地上放送では各ネットワークを結んでいるわけですが、ほんとに空に上げたところ、つまり東京あるいは大阪発信が全国津々浦々までどこをネットしなくてもいける。そういうことで、この地域情報をしっかりと受けたいというふうに答申では書かれたと思っております。

すなわち、衛星を活用して一気に効率よく全国に、画一的に、しかも比較的安いコストで放送が送れるという性格上、黙っていれば本当に、今申し上げたように、これはどうしても中央志向といえますか、あるいは東京、大阪等の大都市型一極集中に陥ってしまう弊害、今回の審議会の各委員の方はそれについて注文をつけたというか、意見を色濃くこの答申の中で反映させたと思うんです。

したがって、地域情報を実現していくというのは非常に重要な課題となると思っておりますけれども、郵政当局はこの地域情報についてはいかが考えておりますでしょうか。

○政府委員(木下昌浩君) この答申をどのような形で具体的に実現していくかということはこれから検討であるわけでございます。先ほども申し上げましたように、地域情報の発信という問題につきましても重要な要素の一つとしてこの検討の中で実現を図っていくかと思っておりますが、その形がどのようなものになるのかということについては、例えば北海道、九州と地域別にチャンネルを割り振るというような、端的なそんなものではないだろうと思っております。端的なそんなものではないだろうと思っております。端的なそんなものではないだろうと思っております。端的なそんなものではないだろうと思っております。

対応を一つ一つ点検いたしますか、質疑を通しておかないと国民にわからないということで私はあえていろいろ申し上げているんです。

もう一点、地域情報についてお尋ねします。申し上げるまでもなく、このままであれば具体的にやはり一極集中のおそれがある、これはもう専門家はだれでも指摘するところでありまして、たまた、その番組の内容に立ち入るといふことになりまして、これは大変問題でありますから、じやどうしたらその一極集中をなくすのかというふうな方策、前向きに取り組むというふうにお答えいただきたければ、番組の内容に直接関与をする

と表現の自由にかかりますから、これはもう当然でないことではありますけれども、例えば数量的な規制といえますか、そういう方向性みたいな考えです。例えば東京発信局、東京衛星テレビという会社はチャンネル割り当てがあつた、その中で例えば全国各地域に地域情報、おおむね三〇％が望ましい云々みたいな、そういうような量的規制についてはお考えはありますか。

○政府委員(木下昌浩君) その点についてはまだ私も明確に検討しているわけではございません。いずれにしても、私もチャンネルプランを出しまして、それに対してどのような形の申請がなされるかということを見きわめて検討していくことになろうかと思っております。

○中尾則幸君 これはもう大変重要な問題であります。今国の施策も一極集中は正というふうなことでありますので、電波、放送メディアの分野からいいますと、電波、放送メディアの分野からいいます。次に、ここに盛られている放送形式についてであります。BS4での衛星放送の高精細度テレビジョン放送、HDTVについて答申は、デジタルHDTV方式が現時点では、ミューズ方式程度の画質の放送を実現する技術の見通しが立っていないことなどを理由に挙げまして、ミューズ方式を採用することが適当だとしております。このミューズ方式の採用については、かねて郵政省が

主張し、行政の施策においてリードしてきた方針であるとは認識しております。いわゆるミューズ方式採用について郵政省がリードしてきたとは認識しておりますが、この認識で間違いございませんね。確認だけさせていただきます。

○政府委員(木下昌浩君) ミューズ方式によるハイディフィニションテレビにつきましては、日本が開発した誇るべき技術でございますが、国際的にも、郵政省といたしまして、ハイディフィニションテレビジョンの方式としてミューズ方式を国際規格として勧告してもらいたいというところを、精力的に進めてきたことは事実であります。その結果、国際規格として現在認められており、また現実に試験放送を実施しているところでございます。

○中尾則幸君 すなわち、郵政省が提唱してきたミューズ方式の採用が今般の電波監理審議会でも賛同を得られ、今後いよいよ衛星放送の中で本格的に取り入れられていくということでありませうね。それだけ確認させていただきます。

○政府委員(木下昌浩君) 誤解がないように私申し上げたいのですが、電波監理審議会の御審議の中で各団体、関係の皆さんからのヒアリングも実施いたしておりますが、その中で、ほとんどの皆さんからの御意見として、ミューズ方式でやるべきだという意見が大半であったことを申し上げておきたいと思っております。ただ郵政省だけが推進していることではないということでございます。

したがって、この答申で盛り込んでいる中身は、NTSC方式とミューズ方式でいく、基本とするということでございますから、私も答申を尊重して措置しなければならぬ立場上、これはこのとおりやっていきたいと思っております。

○中尾則幸君 私は推進してきたというように思っておりますけれども、それについてはこれ以上言及いたしません。

ただ、もう既に御存じだろうと思っておりますけれども、この答申の直後、五月二十四日、新聞等で報道されておりますが、アメリカではHDTVの開発に關して、かねて競争していた三つのグループ、四つの方式が大同団結して、ディジタルTVの一つの標準方式を一年以内をめどに開発することが決まりました。アメリカでは今までのいろいろな方式を検討してきた三つのグループ、四つの方式が大同団結してディジタル方式でいくということが決まりました。五月二十四日であります。

注目すべきは、この標準方式の開発に当たっては、他のメディア、ここが大事な点です、とりわけコンピュータとの接続性が重要視されているんです。またヨーロッパも、伝送方式でありますアナログ方式のHDMAC方式の開発がとんざし、アメリカと同様のディジタルテレビの開発、採用への動きが出てきていることはもう御存じだろうと思えます。

ここで御質問いたします。次世代テレビについて、基本的には世界の潮流がディジタル化にある点、また欧米、特にアメリカではマルチメディア時代をにらんでディジタルHDTVの早急な開発に向けて国を挙げて取り組んでいる点、この二点について郵政当局が十分認識されておられるかどうか、まず確認したいと思います。

○政府委員(木下昌浩君) ディジタルHDTV方式につきましては、先ほど御指摘のように、BS3後継機の段階におきましてこれを實現するということは技術的な見通しが立っていない、これは専門家の皆様方の一致した意見であります。

ディジタル方式は将来においてどうなのかという点になれば、これは日進月歩の世界でございますので将来においてはわからない。ディジタル方式は、先ほど言いましたそのメリットといいますが、他の分野、通信、蓄積メディア等との整合性を図りながら實現を図ることは非常に有益であるというふうな思っております。したがって、将来においてはディジタル方式をやはり我が国においても取り入れていくべきものであらうというふうに思っています。そのゆえに、私も先般放送の

ディジタル化に関する研究会を開催して検討を開始したところでございます。

○中尾則幸君 大変揺れ動いている姿勢がわかります。今局長さんおっしゃったけれども、将来のことはわからないと。後から言い直して、将来においては取り入れてやっていくべきだと。これはちょっと僕はわからないです。そういう答弁は、将来のことについてはわからない、そんなことは少なくともこの場で言うべきじゃないと思っております。研究しているわけですから、しかしそれはアメリカの考え方もあるでしょう。

しかし、そういうものは今まで何度となく繰り返して言われてきています。確かにミューズ方式はミューズ方式のやり方があります。画面の問題、それから、例えばディジタル方式、御存じのように帯域圧縮の問題、解決してないものもあります。しかし将来、二十一世紀の構想を言っているんです。それをミューズでこだわるのかどうか。ただ、今のところミューズでいくと確認をいたしましたところ、私はこれ以上今の発言については深追いたしません。ただ、このミューズ方式についてもうちちょっとお尋ねさせていただきます。

国内の放送界や経済界からも、ミューズ方式の採用は世界の技術開発の流れに逆らうもので、次世代の放送方式で日本は、実は局長ともあるパーティーで私もお会いしましたけれども、あそこでも各評論家の先生に聞きました。このミューズ方式は世界の孤児になるという批判や不安の音が非常に上がっているわけです。相当に上がっていることを郵政省はどう認識しておられるのか。技術的な開発がいまだというところだけでは、アメリカは實際取り組んでいます。これについて郵政省はどう認識されているのか、確認だけさせていただきます。

○政府委員(木下昌浩君) 私、先ほど言葉足らずであったかと思っておりますが、BS3後継機の段階に於いて直ちにディジタルHDTV方式を導入することについては技術的な見通しが立っていないということでございます。したがって、これから

らディジタル化に關して研究開発を進めてまいります。この答申の「おわりに」というところでも書いてございまして、これから技術の進歩は日進月歩、あるときブレイクスルーが出てきて、これがまた実用可能というふうなことが出てくると思えば、またそれはそのときの検討と。現在の時点においては、この二十七メガヘルツという帯域幅で、今の衛星放送の周波数を使った放送で、現在のディジタル技術では国民に安定的な放送を提供できるだけの成熟した技術になっていないという認識でございます。

○中尾則幸君 じゃ最後にもう一度この問題について確認させていただきます。私の意見を申し述べます。簡単に結構です。

このミューズ方式の採用は我が国の国策の上で極めて重要な選択であります。もう一度繰り返しますけれども、世界の大きな潮流がディジタル化へ向かい、開発競争が進んでいる。まさにそのなか、郵政省はただいまお話しのように、現時点では技術的な見通しが無いという理由でアナログ方式のミューズ方式を採用する。こうした選択が、将来ディジタル化が實現するときに国民に二重の負担を強いる可能性があるのもちろん、現在の世界の電子技術をリードする我が国の産業界、あるいは今後海外市場にも、これ大変問題なんです。日本だけがミューズでいって、世界がディジタルだったたら、きょうは通産省と関係の方は呼んでませんけれども、一兆円産業と言われていて、もういったさまだまな観点から考えていかなければいけない問題だと私は思っています。そういう意味でも、その放送方式にこだわってれば世界におくれをとってしまう。重大な岐路に立たされている。

ですから、ミューズ方式、単なる放送方式じゃなくて、それは技術開発が進めばディジタル化に向かいますよというのと、やっぱりディジタルも含んでいくんだというのと全然違うんですよ。私が今話しているのは五年後の話ですよ。一九九七年ですから、BS4というの。今すぐという話

じゃないんです。これだけ技術革新が進んでおる中でミューズでいくといたら、一九九七年でデジタルが開発される、そうしたらすぐデジタルになりますか。二重負担になりますよ。テレビを買った人はどうなるのかと、いろいろな問題が起きてくる。少なくともミューズ方式を採用すれば二十一世紀にまたがっていくのは当然なんです。ですから、私の予測では、このミューズ方式をあれすれば今後十年間ミューズでいきますよ。もちろん五年後に打ち上げられます、一九九七ですから、そのことを私大変心配しているんです。

ですから、確認させていただきます。いわゆる放送評論家を初めいろいろな現場担当者からミューズ方式で縛るべきじゃないといういろいろな反対の意見も多くあるにもかかわらず、郵政省は少なくとも一九九七年、BS4の段階ではミューズでいくということ、この方式でいくということで確認させていただきます。

○政府委員(木下昌浩君) BS3後継機の段階における放送方式としてはデジタルのHDTVは採用しないということでありました。しかしながら、答申でも言っておりますが、ただいまの御指摘のように、ミューズ方式を採用した後でデジタルHDTV方式を導入する場合にどうするかという点についても言及をいたしております。国民に多大な負担をかけることがないように措置をしていく、考えられる一つの方式を述べられていくところでございます。

例えば、十二ギガヘルツ帯の衛星放送を今ミューズでやろうとしているわけでございますが、そのミューズは維持して、他の周波数帯においてデジタルHDTVを導入していく。あるいは十二ギガ帯の今の方式はミューズでやって、同時に他の周波数帯でデジタルのHDTV方式の放送を並行放送していく。そして所要の期間が経過した後で十二ギガ帯の衛星放送はミューズ方式からデジタルHDTV方式に移行するというようなことも考えられるのではないかとというような

ことを述べられておりますし、また、ミューズ方式の受信機にアンテナ、アダプター等を付加することでデジタルHDTV方式の放送も受信をすることが可能になるかもしれない。それから、放送事業者はデジタルHDTV方式の放送にも設備を増設することによって対応できるだろう、このために受信者、放送事業者に過大な負担をかけることはないのではないかということでございます。

○中尾則幸君 ここに全部大体書いてありますのでわかります。

次に、確認だけさせていただきます。チャンネルあるいは事業主体についてお尋ねします。BS4の衛星放送での民間放送と公共放送の調和ある発展についてお尋ねします。これも以前大臣に私も何度か御質問申し上げました。答申の項目ではチャンネル構成と事業主体にかかわる部分であります。

私は、かねてより、BS4の段階での衛星放送では、いたずらに公共放送たるNHKが肥大化するのではなく、民間放送と公共放送の調和かつ競争的な発展、別の言葉で言いますと、衛星放送事業においては民業と官業の調和ある発展というふうに要請してまいりました。それがあつて必要ではないかと申し上げてまいりました。この点に関しては、小泉郵政大臣から去る一月二十一日の決算委員会での御答弁で、BS4の衛星放送でも民間放送と公共放送の調和ある発展を確保するという考え方を伺っております。

さらに、BS4のチャンネル数については、去る三月二十九日の通信委員会におきましてNHK川口会長より、NHKの保有メディアについて、「拡大する方向は全くとらない」ということを前提にします」というお約束もいただいております。また、この同じ委員会でも川口会長は、BS4でNHKが実施するハイビジョン放送は現在の衛星二波の中に吸収していくことを確認されております。今NHKはBS二チャンネルです。JSBが一チャンネル。ハイビジョン推進協が一チャンネル

ル使っています。ですから、このハイビジョン推進のところへNHKが入っちゃうと三チャンネルになっちゃうから、それはしないという方向を私はたびたび確認をいただいております。

そこで、今回の答申でありますけれども、ここでは、NHKはごく限られた暫定の期間ハイビジョン普及チャンネル、いわゆる第四のチャンネルです。今NHKはBS二つ、JSB一つ、今ハイビジョンの試験放送をやっているのが一つ。この第四のチャンネルのことでありますけれども、ごく限られた暫定期間ハイビジョン普及チャンネルを利用することはあつても、原則としては現行の二チャンネルの中で放送を実施すべきだと、これは答申の中でも示されています。

そこで、大臣にちょっとお伺いしたいんですけども、衛星放送事業での官民の調和ある発展、またNHKのいたずらな肥大化を避けるためにも、BS4でNHKが放送を行うチャンネルは原則的には現行の二チャンネル以内であると考えてよろしいのでしょうか。大臣に伺います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 官民の調和ある発展を図るという観点からも、なおかつNHK会長自身がいたずらに肥大化、肥大化はとらないと言明しておる点から考え、なおかつ音声においても一減削減をNHK自身が検討されている、そういうことを考えますと、テレビの方でも肥大方向をとらないでできるだけ今の衛星二波にとどめようという方針というのは、私は評価されてしかるべきじゃないかと、そういうふうに思っております。

しかし、これは将来の検討課題でありますので、その点も含めて、音声もテレビも含めてどうやって質の充実に努めていくか、業務の拡大ではなくて、質の充実に努めて民間と調和ある発展を図るかという原則はぜひとも貫いてほしいと私は考えております。

○中尾則幸君 私またたびたび大臣にも今まで御質問をしておりますけれども、官民の調和ある発展、JSBの例を申すまでもなく、そうしなければ多メディア・多チャンネル化はとんざしてしま

うということ、これは目に見えているわけで、大臣の考え方についてはそのとおりだと私は思っております。

ここで、答申の中のNHKのハイビジョン普及チャンネルの利用について幾つか御確認したいと思ひます。

答申の本文では、「BS-3後継機段階の初期においては「一差し向き、ハイビジョン放送普及の先導的な役割を果たす上で必要と認められる範囲で、NHKがハイビジョン普及チャンネルを利用することは適当と認められる」、これは第四の今のチャンネルです。ここで確認したいと思ひます。

BS3後継機段階の初期とはどの程度の時期か。当然ながら初期、中期、後期とございます。BS4の寿命が十年であれば、初期とは初めの一年あるいは二年、せいぜい三年程度と判断されまされけれども、これ以上であれば中期に差し加かってしまふ。まず当局に確認したい。その初期というのはいずれにせよいつて三年だろうと思ひます。第四のチャンネルの問題です。

また答申は、「ただし、その場合であっても、これは初期の段階での普及チャンネルの利用を指しているが、「衛星放送において一定以上のハイビジョン放送の実施が確保されるようになった段階以降においては、「少なくとも、NHKのハイビジョン放送は現行二チャンネルの中で実施すること」としてあります。

これを素直に解釈するならば、ハイビジョンが普及するまでNHK中心に第四のチャンネル、ですすから、一年からせいぜい三年ぐらいだろうと私は今その問題を伺っておるんですけれども、でも、普及した段階であれば、三年も待つ必要はないんだと。たとえ初期の段階でも、他のチャンネル等でハイビジョン放送が実現するのだとしたならば、NHKは現行の二波で放送する、別にハイビジョンチャンネルで試験でやることはないというところであると私は思ふんです。一九九七年、BS4の段階において二波でいくんだと、この二点

確認をしたいんですが、私は大臣からお伺いをしていますけれども、一応確認を局長からお願ひします。

○政府委員(木下昌浩君) ただいま答申の文言をお読みいただきましたが、それはそのとおりでございまして、具体的な時期につきましては、今の答申の趣旨のとおりまして、今後ハイビジョン放送の実施状況や普及状況等の動向を踏まえながら検討する必要があるかと思っております。

一年か二年か三年かというお話でございすが、何とも申し上げかねるわけでございますけれども、一つの間どとしては、やはり答申の中にございすが、衛星の打ち上げは二段階に分ける、後発衛星は、三年間のいろいろな行政措置について検討期間を置いて、少なくとも三年以内にこれを処理していくというふうになっておるわけでございすが、それが一つの間どではないかというふうに思っております。

○中尾則幸君 時間も差し迫っておりますのでこの程度とします。

ただ、局長の今の答えの中でちょっと不思議なんです、今年三以内と申されましたが、後発機四チャンネルについて、私がお尋ねしたいのは、以前十二月九日の通信委員会、九七年を目途に八チャンネルで打ち上げる、放送普及基本計画の中に盛り込まれた八チャンネルでいくんだと。しかしいろいろあれしたら、八チャンネルは確かに技術的に大変だと。それで、さしむき一九九七年には四チャンネルでいくと。

ただ、少なくとも放送行政局長は、ことし一月二十一日の決算委員会で質問しましたら、このとき局長は、先行機の四チャンネルについて、さしむき現在やっております方と調達するといふような、今四チャンネルは動いていまして、わかったようなわからないようなお答えをなさったわけですが、これも、「当初の平成九年を目途に八チャンネルの放送を開始する」という放送普及基本計画の考え方は、大幅な変更を来すことなく実現が可能だ」とおっしゃったんじゃないんですか。大幅な変更

を来すことなく実現が可能だと私ははつきり伺っていますよ。

すなわち局長は、私もたび重なる質問いたしましたけれども、九七年を目途とする八チャンネルの衛星放送開始の方針は変わらないと何度も私にお答えをいただいているはずですが、それが何か今年とか、それを確認させてください。いつの間に三年ですか。

○政府委員(木下昌浩君) 今回の答申では、後発の四チャンネル分については、三年以内にいろいろな行政上の措置を講じてできるだけ早期にチャンネルプランを策定しなさい、こういうふうになっていくわけでございします。

私の先般の答申は、この答申の話とは違いました、この先発の衛星を打ち上げること、九年を目途にということの整合性のことをお聞きいただいたと思っております。その時点でお答えいたしました私の真意といたしましては、先行して打ち上げましても、その後の衛星の調達の手続を短縮することも可能であるし、そうであれば、同時に打ち上げられることも技術的に可能であるという趣旨で申し上げたわけでございします。

それからもう一点、平成九年を目途に放送普及基本計画で定めておるわけでございしますが、今回の御答申を尊重して措置しなければならぬと思っておりますが、それは私の今の考えでは、平成九年を目途にという放送普及基本計画の規定を変更する必要はないであろう、この範囲内での対応が可能であろうと考えております。

○中尾則幸君 ということは、私の聞き違いかも知れませんが、先発機を四チャンネルで打ち上げた後、三年云々というのは私のちよっと聞き違いかも知れませんが、今の話だったら、そうでもなさそう。もう一回、後発機について、局長どういふふうにお答えなさったんですか。

○政府委員(木下昌浩君) 私が答申の中身をお話しするので御答申申し上げたこととちよっと混乱したので申しわけないんですが、答申の中身とい

たしましては、後発の四チャンネル分については、例えば有料放送制度の緩和とかそういう行政上の措置を講じて、三年以内にめどをつけてできる限り早くチャンネルプランをつくりなさい、こういうふうになっております。

○中尾則幸君 時間が差し迫ってまいりましたので、ちよっと後から議事録をゆっくり読ませてもらいます。ちよっと混乱してまいりました。何かこちらの計画をするつもり抜けられたか、ちよっと次に進みます。

続いて、答申は、テレビジョン放送のマスメディア集中排除原則の項目の中で、BS3後継機への移行段階においては受信世帯は一千万世帯を超えることが推定されると書いてあります。その社会的影響力は一層大きくなるものと考えられるとしておりまして、全国レベルでの特定の者の巨大メディア化を防ぎ、放送による表現機会の寡占化、集中化を防止しなくてはならないと述べております。

しかし、私はここで考えますに、現在のNHK中心の衛星放送の行き方、またBS4の調達においても、このNHK中心の先発機、いち早く一九九七年に打ち上げられて放送を開始する状況からして、一千万世帯の受信者とはNHKの受信者のことだ。また、現在のただ一つの民間衛星放送会社であるJSBの不振から見ても、この答申のいうところの、全国レベルでの特定の者の巨大メディア化とか放送による表現機会の寡占化、集中化について、これはNHKそのもののことを言っているんです。JSBが今百二十万世帯しか普及していませんから、大きな不安を覚えるわけなんです。

郵政当局はかねてから既存の民間放送の参入に難色を示してきましたが、その結果として、電波監理審議会がそうあつてはならないという特定のメディアの巨大化が出てきているんです。これはNHKの会長も、例えば二波にすると、結構いろいろな情報が出てくるんです。巨大化がもう出てきているんです。集中排除原則の偏った、

誤った適用は民主主義社会でアンバランスを引き起こしている。

答申がその中で言っておりますように、現在ですらNHK衛星放送の事実上の受信者は七百万世帯でありまして、これに比べると、JSBは先ほど申し上げましたように百二十万世帯で、物すごい赤字です。これはもうたまたま私は指摘してまいりました。圧倒的な差です。なぜかと言ったら、いろいろデコーダーの問題とか、これはもう常々指摘してまいりましたからここでは省略したいと思ひます。ますます差が開くんです。メディアの集中化、寡占化の弊害はだれでも知っているところでありまして、公共放送NHKもその例外であつてはならないと僕は思うんです。これについて再度大臣の感想をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小泉純一郎君) 確かに衛星放送においてはまだ民間の力が足りないということ、NHKが今の時点においては主導的だと思ひます。先導的役割を果たさざるを得ない状況だと私は思っています。しかし、いろいろ衛星放送に対しての国民の関心も強まっている。そして事業者も大きな有望な市場だと考えていろいろ研究を続けている。ですから私は、将来を見れば、民間事業者が発展してくるその素地が十分ある。そういう環境を郵政省としても整備していくべきだと考えております。

今の時点では確かにNHKは先導的役割を果たしている。しかし将来は、むしろ民間がもっと旺盛な活力を持ってこの衛星放送の市場に乗り込んでいく、そしてこれがお互いに相切磋琢磨して発展していく、そういう環境をむしろ注意深く整えていくのがやっぱり郵政省として大事じゃないかと私は考えております。

○中尾則幸君 今大臣のお答えのようなことも、この答申にも随分随所に盛り込んでおります。規制緩和について当局に伺ひます。

今、大臣から民間活力を十分に尊重して調和ある発展を遂げさせるべきだといふようなお答えをいただきました。このお答えの中には、郵政その

ものが行政として過度に入ってしまう、いわゆるそれがいろいろな弊害になっているのではないかと私は指摘をしておきたいんです。

なぜならば、結果がだめだからじゃなくて、今のニューメディア、一体どうなんですか。例えば、言うまでもなくPCM放送、セント・ギガ、CS、いろいろなところで苦戦を強いられいている。その最たるものがJTBです。WOWOWです。この不振の理由は、確かにパブル崩壊、経済情勢もありましよう。それから、これも指摘されましたけれども、創業時のいろいろ立ち上がりに対して、大変厳しい経営環境であるということも私は理解しないわけではありません。しかし、答申はその対応策として規制緩和を提案しております。すなわち、この答申の裏を読めば、これまで所管の郵政省による許可認可を過剰に使っての介入が多く、民間事業の自由な創意工夫を損ね、ひいては事業不振の原因の一端となってきたのではないかとというふうな趣旨に私は受け取れるんです。

それに、事実私も現場ですとやってまいりました。放送メディアは生き物なんです。これを机の上で乾燥して扱うからだめなんです。視聴者は生きているんです。今日の情報が欲しいのかということは、これは実際経験しなければわからないんです。ですから、行政のあるべき姿というのはここで問われる。つまり、遠巻きながら、この答申は今までの放送行政について裏を返せば批判しているんです。当局にそうした反省はございますか。

○政府委員(木下昌浩君) この答申で規制緩和、放送内容の問題、それからまた財源の問題、それからさらには集中排除原則の運用上の問題が挙げられていると思うわけですが、私どもは、有識者の委員の方々の英知を集めたこういった答申でございますので、最大限尊重してまいりたいと思っております。

○中尾則幸君 私が言いたいのは、こういう反省点に立っておられるのかどうかと聞いているんです。

す。尊重するのは当たり前です。それを言っているんじゃないんです。意見聞くのは当然だと思えます。

少なくともJTBでもそうですよ。おとといですか、JTBの社長が今度退任されるというので会見が出ていまして、徳田社長ですよ、これ郵政出身ですよ。それで言っています。経営がどうして行き詰まったのかということを書き記してあります。屋上屋を重ねるとか、経営主体がばらばらで責任が持てないとか、いろいろな業者を含めて参入しているものだからだれも責任を持たない。しかも、デコーダーの問題もありますよ。NHKはデコーダーつけなくてやれる。きょうは本当は逆さやの問題、セキュリティーセンターの問題もやりたかったんですけれども、ちょっと衛星放送のあり方について御質問いたしました。答申それじゃもう一、二問急いで質問します。答申に戻ります。

衛星放送のテレビ放送について、事業主体のあり方として、「事業リスクを負うだけの財政的基礎を有するとともに経営責任主体が明確であることが必要」と述べてありますが、これは経営不振によりまして再建が進められておりますJTBの反省、私が今指摘したように反省に基づくものだと思います。しっかりとした経営基盤がなければ、寄り合い世帯ではだめだというようなことを私は指摘していると思うんです。すなわち、郵政省がそうした財政基盤のある、経営責任のしっかりした会社をつくる指導に私は失敗したと思うんですが、これに対する反省はございませんか。

○政府委員(木下昌浩君) 今はJTBのことだろうと思いますが、私も、衛星放送は初めての経験でございますので、いろいろな制度面も含めまして試行錯誤といえます。いろいろなやっています。ながら反省をし、修正をしていくことは必要なことだろうと思っております。このJTBに関して申し上げますならば、ナショナルカンパニーの多くの皆さんが、自分たちがやりたいということでお集まりになって、大勢

でこれを支えていこうということでスタートしたものでございます。したがって、それはその時点としての選択としては、仕方がないといえます。か、妥当なものであったらうと思っております。この答申にそういう点について責任の所在というふうなことが書かれているというところは、確かにヒヤリング等の御意見を求めた段階でそういった意見を言われた方もあるように伺っております。

○中尾則幸君 残された時間があと二分半ほどしかありませんので、今回の答申の問題については今後の通信委員会でも私も具体的にいろいろな方々の意見を聞きながら質問を続けてまいりたいと思っております。

最後にになりましたけれども、これは電波法にもかかわる問題でありますけれども、例のいわゆるやらせ事件で民間放送あるいはNHKに対して四半期ごとの報告を義務づけました。私はNHKのやらせの問題のときに、自主的努力に任せると言ったのなら、そうたびたび出させるものではない、一回の報告があればいい、そのような趣旨のことを申し上げましたけれども、簡単に、その後どうなったか。私は二回も三回もやらせるべきじゃないと思うんです。それについてお答え願いたいと思っております。

○政府委員(木下昌浩君) その後の問題でございますが、朝日放送、読売テレビ、NHKとあるわけでございますが、朝日放送につきましては、昨年の十二月に一度報告いただき、ことしの三月に二回目の報告をいただいております。読売テレビはことしの三月に報告いただいております。NHKは六月中には報告いただけるものと思っております。いずれにいたしましても、この再発防止の取り組みが十分に機能していると思われる時期までと考えておるわけでございます。

報告期間は、御指摘のとおり短ければ短いほど好ましいものだと私も考えております。先般も申し上げましたが、一つのめど、区切りとしては再免許の時期までかなというふうに考えていたところ

ろでございますが、さらにまた、このような形で報告を聞いておきますと、大変真摯に受けとめて措置しておられるというところから、この六月の報告内容を見た上で、引き続き報告を求めるかどうか判断したいと考えております。

○中尾則幸君 もう時間もありませんので意見だけ申し上げます。

もう二回もあれして、再発防止について積極的に取り組んでいるのであれば、それがわかっている段階で即刻私は再提出を求めるべきじゃないと思います。もちろん、NHKはこれからでありますから、一回は報告していただくことになろうかと思えますけれども、そのことを強く要望いたしまして質問を終わります。

○委員長(野別隆俊君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時四十分まで休憩いたします。午前十時四十六分休憩

午後零時四十八分開会
○委員長(野別隆俊君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、電波法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○及川一夫君 大臣並びに政務次官が時間どおり出席しているのに委員の方がちょっと足りない結果になりましたけれども、これは率直に言って、私は理事の立場だから言うわけではありませんが、定例日外の開催でありまして、そういった点では、他の委員会が定例日ということで開催されておりますので、そちらがどうしても優先をするようなこともあってこういうような状態でありまして、我々は委員会を一度も成立させなかったこととはないので、ひとつ御了解願いたいと思っております。

それで、私、今度の電波法の一部を改正する法律案というのを見まして、物のついでではない

ですけれども、電波法全体を少し読んでみたわけなんです、やはりこれを国民に示した場合にはなかなかもって難解だという感じがするのであります。

そこで、今回の法律の一部改正でも、なかなか難解だということを前提にされたんだと思います。が、郵政省の方からせつかく図解をしまして、どこをどう直すのが今回の法律案だということをこのように実は示してもらったわけです。(図表揭示)これを見たときにどういうイメージを持つかということになりますと、これはトラックに横んでいる一つの機械、いわば無線機ということになると思ふんです。そして改造したこれが要するに不法電波を出すいわば元凶であるということに郵政省として説明された。それは間違いない。

ただ問題は、法律条文との関係で言うと、どうもこのイメージと法律改正として出てきている条文というものを対置してみると、何が何だか率直に言ってわからないという気がしてならないんです。

法律条文ではこれを無線局とこう言っているわけですが、コードレスは入らないだけども、これ自体も発信と受信ができるわけで、一番先に電波の有料化というものを論ずるときには、これ自体も有料、つまりお金をいただくというこの発想でいろいろ検討されたという経緯があるように、送信機であり受信機であるということになる。したがって、これも局だというふうに位置づけた論議の経過があるわけなんです。

我々は、局というふうに言われると、貯金局であるとか、簡易保険局であるとか、電報局であるとか、国際電信電話局であるとか、何か局というくらいでかいものに大体常識的には、言葉の意味は別にして想像すると思う。だから、この法律では無線機と言っていないから、全部無線局になっちゃっているわけです。したがって、改造すること自体だって、改造という言葉は一つもないんです。

それで、これは工事ということになっている。

こういう小さいものでも改良、改造という工夫を加えると工事という規定になっている、この法律では、工事ですよ。それで、法律がつくられた以上、無線というものを扱う人はこの法律によって拘束される。守らなかつたら罰則というのがあるわけです。そういうものがあるんだつたら、電波法自体もつたれが見てもわかるような言葉を使い、同時にまた条文をつくるべきじゃないか。

法律というのはあらゆるところでそうなんです、一気かぜにやるわけにいかない。大変だとは思ふんだが、どうもその辺のことをやっぱ時間をかけても改めていく必要が僕はあるんじゃないかなと。とりわけ罰則というものの、しかもこの言葉の中には不法電波という言葉もありません。しかし、現実にごく議論をしているのは不法電波が問題なわけでしょう。

それによって電波障害を起こして、人の命までねらつてしまふというふうなことがあるから、通信委員会では毎年議論をされて、そして郵政省のいろんな努力があつてこういう法律の改正という形で出てきているんです。せつかくの改正なら、世間万般にわかるような法律条文あるいは法律用語にした方がいいというふうな思ふのだが、法制局もこれあり、なかなか難しいと思ふんですが、この辺りですか、政務次官、せつかく出てきていただいたので、お互いに素人ですから、私の言つたことを御理解いただけるかなということをお伺いしたいんですが、どうですか。

○政府委員(斎藤斗志二君) 委員にはわざわざ御指名いただきまして、厚く御礼申し上げます。

委員の御指摘のとおり、私もこの法案読ませていただきましたけれども、なかなか難解だという感じはいたしております。国民にとつてわかりやすいものでないかならないということは大原則だと私も思いますけれども、法律そのものの性質というのがあるかなと思ひます。

特に、この法律というのは、正確さを要求することによって国民に規律を求めるといふ性質のものがございまして、その点の兼ね合いがなかなか

か難しいのではないかと思つておるところでございます。

委員の御指摘のとおり、国民に御理解いただくなければこの法律の意味もございせんものから、国民にわかりやすいように、その内容がよく伝わるように可能な限りの努力をすべきだと思つております。

大変簡単ですけれども、答弁にかえさせていただきます。

○及川一夫君 これは郵政当局とか政務次官や大臣だけが心がける問題ではなしに、一応法律の成立には議員である我々も参加をすることですから、今政務次官が言われたような心がけを持つて法律の制定に当たらないかぬという思いでありますので、特段批判的な意味で言うのではありません、そういう問題点を抱えていますということに、したがって、この法律の施行を求めていくにしても、販売業者あるいは機械を買った人たちに對する対応というものは、十分配慮せねばならぬことではないかという感想を持ったということをお伺いいたします。

そこで、第二の問題なんです、電波の利用料制度というものがこの四月一日から施行されましたですね。みんなお金を出す話になつてくるわけですから、当然これは公正でなければいけないというふうなことを含めて、当然郵政省としては宣伝、周知というものを行われたと思ふんです。一体どういったことを行われたか、まず白井局長にお伺いしておきましょう。

○政府委員(白井太君) 電波利用料制度のスタートというのは、政府にとりましても大変大きな出来事の一つでございますので、まず基本的には、政府広報の一環といたしまして、予算的には総理府の方で予算措置がなされておりますが、そちらの方の予算を使いまして、テレビジョンを利用した周知広報の番組を流しますとか、あるいは新聞などに同様の広報を載せまうとか、あるいは雑誌についてもそのような措置をとつたりもいたしました。

それからまた、そのほかに、それぞれの地方におきまして、私どもの電気通信監理局の方で主催をして説明会などを開いて、制度の趣旨などの御理解をいただくということをさせていただいたつもりでございます。

○及川一夫君 総理府の予算をとつてというお話でしたけれども、郵政三事業には宣伝広告費というのがございまして、それで、利用料金の具体的な支出内容というのを見ると、必ずしもそういう内容のものが実は見当たらないんですね。したがって総理府の予算を使つたのかなということになると思ふのだけれども、電波の利用料なり無線のこういった法律を宣伝する場合には、政府広報としての総理府予算を使うということは今後必ずと続けるんですか。

○政府委員(白井太君) 政府内部の問題として、一般的には、政府としての広報活動というのは総理府の方で一元的に予算措置をするというふうな考え方です。これは、大変大きな金額のものというものは総理府予算ということで予算の中に計上されております。それで各省は、政府広報として広報の必要が出てまいりましたときには、総理府の方にお話をいたしまして、そちらの方の予算で先ほどもちょっと申し上げましたような周知とか広報などをさせていただくというのが大きな原則になっております。

ただ、電波利用料のようなものにつきましても、もちろん初めてスタートさせるという制度でもありましたので、ポスターを作製いたしますとか、そういったような経費も要するというところで若干の金額は予算にも盛り込ませていただいておりますが、一般的に申し上げると、各種の施策についての予算がございました場合には、その予算の実行の問題といたしまして、その施策に必要な広報の意味での周知にわたるような活動のために経費を使うというものは予算的にはなされるわけでございますが、一般論でございまして、電波利用料については、ただいま申し上げたようなことで、全体としては政府広報の予算を大きく使わせてい

ただきまして、そのほかに、予算で認められたもので電波利用料に関するポスターをつくるんとかいうようなことをさせていただいておりました。

○及川一夫君 私も別に広告宣伝が悪いということと申し上げるつもりはないんですが、きょうは郵貯なり簡保の局長はおいでになってないが、かなりの額は額なんですよ、三事業の宣伝広告費というの。為替貯金事業、これは郵貯のことなんだらうけれども二十七億ぐらいありますし、それから郵便事業の方でも十二億ぐらいある。簡保保険だって八億強あるということですから、これを足すと結構な額なんです。それは必要なんだから要求して予算化していると思うんだが、この電波のことについては予算化するほど宣伝広告はやらないという前提に立ちますか、担当局長として。

○政府委員(白井太君) 私ども郵政省の場合、予算といたしましては、大きく分けますと、郵政事業などのための特別会計と、それから私どもの今担当いたしました電氣通信あるいは電波に関する一般会計の予算とに分かれておりまして、ただいま及川先生がおっしゃいました郵便貯金あるいは簡保保険等の周知広報関係の予算というものは、まさに郵便局でやっておりますような仕事にかかわっての営業活動としての広報費、あるいは宣伝費と言ってもいいかもしれません、そういう経費でございます。

もちろんこれを一般会計のために使うということはできないわけですが、じゃ一般会計の方ではそうした周知活動のための予算は必要なのかというお尋ねだと思いますけれども、もちろんこれはのどから手が出るほど欲しいというものが私どもの率直な気持ちでございますけれども、一般会計の予算というのが現下の財政状況から大変厳しい状態に置かれてまして、間もなくというか、もう既に始まっておりますが、次の年度の予算のシーリングといたしますか、予算の要求枠の問題で既にいろいろ関係のところとの内々の折衝を始めているような状況でありまして、その予算

枠が厳しいということから、広報関係の予算に限りませんが、必要な予算についてもなかなか十分な額の確保ができないというのが実情でございます。

それから、考え方の問題としては、先ほど申し上げましたように、政府広報というのは総理府で一元的に行うというように基本的な考え方として予算を組んでいるものですから、各省庁に一般会計の部門でかなり大きな金額の広報予算がつけられるというようなことはほとんどないというのが実態でございます。

○及川一夫君 これは先行き僕は議論になると思いますが、手数料と利用料金と二つに分けているわけでしょう。手数料というのは今までもずっとあったわけで、大蔵省に入って、大蔵省全体の予算の中で、それを全部よこすか一部よこすか知りませんが、いわば予算という格好で来るわけですね。しかし、この利用料金というのは別枠に来年年度繰り越しという措置をとられるわけですが、性格の違いがある。

さらにまた、午前中も議論がありましたけれども、利用料金の体系にしてもそれから利用料金の高き問題にしても、一体どういう根拠かという問題は必ず出てくる。そうすると、不法電波を防衛するためにいろんなシステムをつくりまして、そのために利用料金を使っているというこの関係からいえば、周知徹底をするのにお金を使っているのかどうか。いやそれは手数料の分だと。これもどう区分けするかの問題があるが、いずれにしてもこれから先、繰り越しのきく性格を持たせた利用料金だということになれば、将来値上げの問題も出てきたりなんかすると根拠は必ず問題になってくるというふうに考えるので、これはぜひ念頭に置いていただいた方がいいんじゃないか、こういうふうに思います。

そこで、これに関連してもう一つ聞きたいのは、周知宣伝をするときに、民放などのコマーシャル、こういうものを機関を通じて周知徹底を

図られたことがありますか。

○政府委員(白井太君) 私どもとして直接お願いをしたということはないと思いますが、一部新聞報道にもあったかと思いますが、地方の電氣通信監理局の方で地元の放送局などに、電波利用料制度というものが新しくスタートするのでひとつ何かの機会に周知というものについても御協力をお願いしたいというふうな趣旨の働きかけを行ったという事実があったようにございます。これは私どもとしてお願いをするベースの話であることは当然でございますので、お願いはするとしても、それを聞いていただく民間放送会社の方で何か圧力をかけられたとか、そういうようなことがあったとしたらまずかったですなというようなことは、後になってそういう話は聞いたわけでありましたが、事実としては地方においてそういうお願いをしたことがあったということをお聞きしております。

○及川一夫君 コマーシャルを利用したって何したって悪いとは言いません。問題は、局長答弁の中にじわりじわりとにじみ出るようなお願いという言葉が出てくるんですよ。お願いとは何ぞやと。やっぱりコマーシャルを利用するのならコマーシャル代というのは当然払わないかぬので、それを払わないためにお願いをするということになると、これはどうなるんですかね。

郵政省と放送会社というのを考えると、直接許可の関係が出てきます。しかも、記事だからどこまで信用するかというのがあるけれども、郵政省側は、例えば取材を受け、それがどのような記事になったかを教えていただきたいというお願いするのと同じように考えてもらいたいというふうなことを、これは本省ではないんだらうけれども、電氣通信監理局というのがやったというふうなことが要するに報道されているわけですよ。これはよくないなと。

そのために使えるかどうかは別にして、利用料金まで取っておって、手数料まで取っておって何でそういうことをやるんだということは当然のこ

ととしてやっぱり疑問が出てきます。だから私はこういうことをやるべきじゃないし、郵政三事業にもちゃんと広告宣伝費があるのなら、直接営業活動ではないにしても、そういう必要性のあるものについては、そんなもの頼むのじゃないに、ただでやってくれないで言うんじやなしに、やっぱり出すものは出すという前提で出さないと、コマーシャルベースでやるというふうには郵政省がきちっとした態度をとらないとさまざまな疑惑が出てくるということには私はなと思うんです。

政務次官、この辺になってくるとやはり政治家がどう考えるかという問題にもなるわけですし、局長も反省的な意味合いを含めてちょっと言っておられましたから、いかがですか政務次官。

○政府委員(斎藤二君) なかなか難しい御質問を賜りました。今局長からお願ひベースであったというふうな発言もあったわけでありましてけれども、これは是非々々で、また国民の皆さんに誤解を与えないような格好でしなきゃいけないというふうな思っております。

○及川一夫君 これは別に悪口を言っているわけじゃないんです。これから毎年毎年さまざまなやっぱり要求が出てきますよ。僕もそんなつづきに見ているわけじゃないけれども、いろんな雑誌の中に、免許を受けた日から一カ月以内に払いなさい、こうなっているのに、納付書が免許をいただいてから十五日もたつてから来てしまった。一カ月以内に納めろというから、あと十五日しかないけれども、それにプラス十五日してやっても怒られないんだというふうな思っていたところが怒られちゃったとかね。やっぱり皆さんの方も新しい制度だからいろんな戸惑いがあるんだらうけれども、一つ一つやっぱり気を配らないと、事は有料だというだけ、いろんな注文がついてくることを考えると、ぜひ誤解のないような措置をされるように強く要求しておきたいと思っております。

次に、電波利用料の収支の問題であります。大体予算で見ると七十五億ということになっていきます。したがって、免許の登録者の数という

のは一体どのぐらいいなっているのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(白井太君) 徴収対象の無線局の数として考えておりますのが九百三十万局ということになっております。

○及川一夫君 大変な数だというふうに思ひますが、これからはますますふえるだろうというふうに思ひます。問題は不法電波にかかわる法律自体の問題ということになっていくと思ひます。

したがって、そこに論点を絞っていきませんが、その前に、電波政策懇談会というのがあつて、平成三年度(昭和三十三年)に出しましたね。そして、不法電波問題をとらえて、総合的な電波監視システムというものを導入すべきじゃないかということが指摘されているわけですね。したがって、本年度の予算の中には早速こういうものをやろうとする計画、もし計画がなければいっそんなことを考えられるのか。同時に、総合的な電波監視システムというものはどういふものなのか。ごくかいつまんて結構だと思ひますが、教えていただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(白井太君) 電波利用料として入ってくるお金を利用いたしまして、ただいま先生がおっしゃいましたような電波監視のための施設の整備ということと、それから総合無線局監視システムをつくるという二つの大きなことをやりたいということとで平成五年年度の予算を組ませていただいております。

その内容であります。電波監視施設整備につきましては、結論的には、不法無線局あるいは不法電波が出された場合にその発信源を捕捉する、捕まえるということを目的とした施設の整備であります。固定した設備といたしましては、専門用語で大変申しわけありませんが、遠隔方位測定設備でありますとか遠隔受信設備を整備する。それとあわせて、不法無線局が大体自動車に積まれて電波を発信しているというケースが大変多いようでありまして、そうしたものを捕捉するためにはどうしても監視をするための専門の自動

車、電波監視車と申しておりますが、こういうものも順次整備をしていく必要があるということとで、かなり機能を高度化させた電波監視車などを平成五年年度においても整備するということを計画いたしております。

それから、総合無線局監視システムというものであります。現在でも八百六十万局ぐらいいにう既に思ひます。それが、それだけの免許をいたした数に管理を迅速にまた的確にやらなければいけないということでありまして、これをコンピュータを使いまして全国を一つのシステムとしてつくり上げるということが極めて緊急の課題としてあるわけでありまして、そのようなシステムができますと、このシステムの中には個々の無線局ごとに必要なデータがすべて入ります。周波数とかあるいは電波を発信する場合の電波の大きさでありますとか、そうしたものがすべてコンピュータに蓄積をされます。ある電波が出た場合に、これが不法電波であるかどうかということがそのコンピュータシステムを利用すればすぐわかるということにも役立ち得るわけでございます。

そのようなことから、電波の監視のための設備と、ただいま申し上げましたような総合無線局監視システムというの、実は二つのものでありますけれども、大きな目的においては一つのものでありまして、いいようなものでありまして、そのような設備がだんだんと整えられてまいりますと、もっと効率のよい不法無線局対策が講じられることになるのではないかと期待をいたしております。

○及川一夫君 郵政省として、恐らく日本列島全体を対象にして今言われたようなシステムがすばらしいということになれば当然計画されると思うんですが、計画大綱のものをい出す考えはありますか。これを設置していく上での例えば二年計画とか三年計画とか、そういう意味合いで大綱を我々に見せていただくようなお考えはありませんか。

○政府委員(白井太君) 正直に申し上げまして、我々の希望という形になるかもしれませんが、私どもの内部ではそうした構想のようなものは確かに持っております。ただ、これについて余り実は公にしていないと申しますのは、不法無線局対策としてどこから施設の整備がされるかということも余り知られたくないという面ももちろん一面に

おいてないわけではございませんが、それ以上には、国の予算というものが単年度予算で、考え方としては毎年度毎年度予算が編成されるということと成り立っているものから、私どもが勝手にと云つてはあれですが、独自に構想として大きな一つの構想を表に出しても、必ずしも予算の裏づけがなされているわけではないというやうなことであります。財政当局との話し合いの問題も残っているとかいふやうなこともあります。ですから表には余り出しておりませんが、しかし、どうしてもこういう設備等は計画的に進めていくということが必要であることは申し上げるまでもございせんので、私どもの内部では、どういふところから、どういふ設備を、どういふ順番でやっていくかというやうなことは、いろいろな構想は内部では持っております。

○及川一夫君 いずれそういう計画が内容はともかくとして発表されることもあつてしようが、できるだけ早くしていくこととでなければいけないんじゃないかという要望を申し上げておきます。

次に、郵政省の資料、特に無線に係る資料を見てもみすと、ここ五年ぐらひの間に不法電波というものを把握した数、皆さん方の言葉では不法無線局の把握数というのが実はあるわけですよ。これを見てみますと、平成三年というのが三万八千四百八局で、異常に飛び抜けて高いということと。それからこれに対する措置率というのがあるんですけど、三千幾つで九・一%。対応したけれども、それがわかつたとか成功したとかという意味合いだと思ふんですけど、それが異常に低いんです。一体これはなんだろうということ

を知りたいということでありまして。

○政府委員(白井太君) 平成三年度の数字で申し上げますと、地方電気通信監視局の方でこれだけの不法無線局が確かにあつたということとを把握した数としては約三万八千局でございます。その中で、実際にそれがこの電波を発信したかということまでつかまえて、違法の度合いが強いケースにつきましては告発というやうな厳しい措置をとるものももちろんあります。初めてのケースだとか、あるいは極めてやうした行為について情状が軽いというやうなケースについては、電波を出す場合の秩序というやうなものについては、御本人にお話をして、告発まではしないというやうなれば指導という段階にとどめているというやうなものがあるわけでありまして、それらを含めて実は三千五百局について措置をしたという記録になっております。

実は、不法電波が確かに出てくるということがわかつたのが三万八千もありながらというやうか、その前後の年に比べて飛び抜けて確かに数字が高いわけでありまして、その数字に比較いたしますとつかまえた数字がちょっと低いということになるわけでありまして、これは格段の理由が特にあるというわけではありせん。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、自動車に無線機を積んで走りながら不法電波を発しているというケースが圧倒的に多いものから、なかなかその現場をつかまえるというのが技術的に難しいというやうなこともありまして、このような数字になっていふと考へております。

○及川一夫君 同じやうな問題で、不法電波による障害を受けた場合に大変大きな事故につながるのには航空機なんかの管制障害です。消防問題では災害を大きくしてしまふという点で、これは皆々同じじゃないけれども、特に僕は見逃すことができないというやうに思ひます。これも同じやうな意味で平成四年を見ると、両方とも百六十件以上で、やっぱり前後の年を見ると異常に高いな、こう思ふんですね。したがって、これは一

体どういことが原因で、どうい障害があつたのかというを知りたいなというふうに思っています。

○政府委員(白井太君) ただいま先生おっしゃいましたような消防とか航空でありますとか、あるいは放送・通信というような通信については、これを俗に重要無線通信などという呼び方をいたしまして、これらの通信に混信等の妨害があつたときには、それぞれの関係のところから私どもの方へ教えていただくというか、申告をしていただくというのをお願いしております。

それで、その件数がただいま先生お話しになりましたように、平成三年度、平成四年度とも消防、航空等についての混信妨害というのが百六十件とか、あるいはもう少し大きい数字などもあります。が大変大きな数字になっておるわけでありま

す。細かな混信の事例の資料はちょっと今見つかりませんが、消防庁などのお話を伺いますと、火災が発生したというように、必要な連絡をしようとしているときに妨害無線が入るというようなどもあるというようにもお聞きしたことがございまして、それから鉄道無線などにも妨害が入りまして、それが新聞記事になったというようなどことも何度か経験をしたしております。それから、警察無線に対して不法無線局から電波を発生しているということがわかりまして、何人かが検挙されたというふうな事例もあるわけでございます。

○及川一夫君 そこで、不法電波を見逃すことができないという前提に立つて、今回の法律の重要な改正部分というところに焦点を絞りたいのですが、午前中の中尾君の方から今回の告知義務というところだけで、あるいは技術基準適合証明書というものはがすだけで一体不法電波障害から身を守ることはできるのかという話がありましたが、ここは通産省の方もひとつ聞いていたいただきたい、また答弁も求めたいと思うんです。だれがどう考えても一番問題だというの

は、販売したときに告知をするとか表示をはがすとかいうことが問題ではなしに、販売業者が無線機を改造して売ることの問題があるわけでしょう。販売業者が製造業者でもないのにどうやって改造するんだということになると、もう一人いるような感じがします。改造する業者がいる。僕は必ずしもメーカーではないと思うんです。だから、販売業者と技術者がぐるになって、販売業者がメーカーから十台なり二十台なり買ってきて、そしてそれをまとめて技術者に改造させて、そして販売業者が売るといふやり方です。犯罪になるかどうかは別にして、これ自体を規制をしなければ不法電波をとめるなどということとはなかなかもってできないんじゃないか。

無線機なんというのは個人が買う場合もあるわけですが、アマチュア無線といったってアマチュア無線者の中にはかなりの技術者がおりますから、自分勝手に部品をつけて回路をちよつと改じ、そうすればもう大変な電波を放射することのできるような無線機に変わってしまうというところはあつてしまふでしょう。

これだつてどうとめるかというふうな問題はありますが、今のところでは省が言っているようにこれは表示をはがせとか、これは免許が必要なんですというところを告知するとか、それでもって現状は対応するしかないかと思うが、販売業者がやるといふ問題については、そのところをきちっと押さえないことには依然として不法電波は出てしまふというふうなことになるんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○政府委員(白井太君) 不法に行われていることの実態を正確に私どもがつかんでいるかどうかというところについては若干自信のないところもございしますが、ただいまの先生のお話に関連して一つの数字を申し上げますが、平成三年度、平成四年度でありまして、全国で四百十五のこうの小売店舗を対象にいたしました調査を実施いたしましたことがございまして、それで、そのうち五十四の店が不法無線局に使用されるおそれが強い無線設

備の販売が確認されたところでありまして、中にはそうした不法無線に利用されるということを知りて販売をしていたという店もあつたようでございます。

したがいまして、ただいま及川先生がおっしゃいましたような事実も、数量的にどこまであるのかというところになりますと、なお事実についても少し詳しいことがわからないと正確なことは申し上げられませんが、やはりかなりあると見ざるを得ないのではないかとというのが私どもの率直な気持ちであります。

しかし、販売業者のすべての方がそれでは悪いのかというところ、それもまた事実とは大分違うようでありまして、結局は個々の利用者の方に、無線設備を販売する小売業者の方全員に御協力をいただいて、今度の法律案でもお願いをいたしております。例えば、無線機を使つて電波を出すときには免許が要するんですよとか、あるいは免許を取らないで電波を出したときには罰則がかりますよとかというふうなことを一度お話をしていたらどうかというところをさせていただくというの、確かに悪意でやろうとする人を完全にそのことだけで防ぐというところではできないかと思つていただけると、悪意で購入しようとする方だつたとした場合におきまして、一たんそこで不法、違法ということについてきちつと認識をしてもらつたということができるチャンスにもなり得るわけだと思つただけでございます。

そういう意味で、今日の状況の中では、今回御提案を申し上げるのが関係の方々の大体御了解をいただけるぎりぎりの線だということで御理解をお願いしたいわけでございます。

○及川一夫君 不法電波というふうな一口に言うけれども、航空機やあるいは消防車のようなものは無線機そのものも相当の出力を持ったものでしょうから、ある程度カバーできないわけではな

いだろうと思うけれども、例えば心臓にペースメーカーなんかをつけておられる方に不法電波が行つて期されてしまったら命にかかわるわけでは

しょう。だから、今局長が言われるようなことは精神訓話としか僕は受け取れないんだけど、そんなことで不法電波をなくすることができるといふことを本当に疑問に思つてます。

そこで、これは通産省の立場もあるもので、僕は意見を伺つていいんですが、この資料によると、改造するところの口を言うけれども、その結果一体どういう結果をもたらすのかということになると、帯域は二十七メガヘルツということと同じであつても、八チャンネルしかとれないものを郵政省では認可しているわけでしょう。それが百二十チャンネルとれるようになるというわけですよ。大変な違いですよ。しかも電力は〇・五ワットで済むものが、一千瓦まで出力として出せるようになるというところですから、当然通話距離というのとは違つて伸びますよね。一キロまでだといふに郵政省が言っているのに、それが十キロ以上行つちゃうと、こういふことですからね。

病院なんか利用している電波との関係で言うと、どこから不法電波が飛んでくるかわからぬというふうな、そういうことを許すことに実はなつてしまふんですよ。だから我々の気持ちからいへば、完全にシャットアウトしたいと、そういうものでなければいけないし、またそれ自体は、何人権無視とかあるいはほかの人たちの権利を抑圧してしまふとか、そういうものではないんじやないかというふうな率直に言つて思つてます。

だから、今回ここにどまつたということについては、それはいきさつあるでしょう、法制局の立場もあるだろうし、それから通産省も製造業者のこの関連を考えたからこの辺が今回は限界ではないかというふうなこともあつたのかもしれませんけれども、しかし、よつて立つ基礎というものは私が今申し上げたところに置かないと、いつまでもたつてはならない、こういうふうには思つておりますが、通産省、その辺はどうですか。

○説明員(三宅信弘君) 通産省といたしましては、無線機器産業の健全な発展を図るの観点から、現在の不法無線問題は重要な問題であるこ

とは十分認識しております。このため、これまで郵政省とも協力しつつ、不法無線の問題に対する適切な対策について鋭意検討してきたところでございます。

今回の不法無線局対策におきましては、改造無線設備等であっても免許を取得すれば合法的に使用できるという現行制度を踏まえ、無線設備の製造、販売段階で法律上直接的な規制方を講ずることとしなかったものでございます。しかしながら、不法無線問題の重要性にかんがみ、とり得る最大限の措置として免許情報告知制度を創設し、指定無線設備の小売業者に対し、購入者に免許情報への正しい理解と認識を求めるための免許情報に関する告知義務を課することにより、不法無線局対策の実効を上げようとするものでございます。

通産省といたしましては、不法無線局対策の重要性を十分踏まえ、かかる告知制度について製造業者、販売業者等に関する業界団体等に対し周知徹底を図る等、郵政省と協力して不法無線対策に努めてまいり所存でございます。

○及川一夫 型どりの答弁ですから、それなりに理解はできます。ただ、そこにプラス人の命ということを加えた場合にそういう答弁だけではいかどうかというのを僕は考えるべきだと思ふんです。俗に言う、生活者の立場に立つか生産者の立場に立つかという面では、今の御答弁では私はやっぱり生産者の立場でしかないと思ふんです。

大体技術の発展なんというのは、いろいろな知恵を出し合って、いろんなことをやってどんどんどんどん発展していく。時と場合には失敗する場合もある。時と場合には人を殺す場合もあったかもしれない。今まで、間違っちゃって、そういうものを積み重ねて私は無線技術の問題も発展してきているとは思ふんだが、しかし、これまで無線に頼っている社会ということになれば、アマチュアだけの無線じゃないわけです。それこそ社会の構成一つ一つに無線というものは絶

対的な条件として定着しているわけですから、その秩序を乱すようなものについては、やっぱり断固たる措置をとるという前提がないと大変な私事態になると思ふんです。

そこで、通産省にお伺いしたいんですが、「アッシュンバンド」というのは御存じですか。

○説明員(三宅信弘君) アマチュア向けのそういう無線の雑誌だと聞いております。

○及川一夫 課長、そう言ったって恐らく初めて聞いたんだと思うんだ。だから、知らないという正直な答えでなきゃだめなんです。こういうものは、僕だって最初から知っていたわけじゃないんです。いろんなものを調べているうちに見つかっただけの話なんです。

私はなぜ聞いたかという、送信改造とはという言葉に対する定義と物の考え方があんなにもあるものかと思つて、感心しながら実はびっくりしていただけたわけです。つまり改造するということに対しては、アマチュア無線でかなりベテランになってくると、また無線に対して興味を持った人というのは、改造することはまず悪いことだとは思っていません。それが郵政省から免許をもらわないと使えないものだと思つても改造してしまふ。しかし、これは仮に裁判になったときには、何か障害が起きて裁判になったときにはどういふふうに立論をしていくかというふうな観点からこれは議論されているんです。

どだい無線機というものは、つくつたらもう無限大にいろんなことができるんだ、それが原則なんだ。機能を抑えるのは、回線を右に曲げたり左に曲げたり、あるいは部品をとったり何かして出力を抑えていくのが無線機の大体原理なんだ。だから、部品をつけて回線を曲げて出力を大きくするというのは、これは改造じゃない、つくり変えているんじゃない、これは復元をしているだけだという解釈なんです。

そうまでして、そういう防衛の論理があつて、しかも販売業者がメーカーから何十台買ってきて、そして改造させて、これは出力がすばらしい

よということと売っている実態が、トラックやろうと言われる人たちが大いにやっている無線機じゃありませんか。それがかなりの障害を起こしているという実態にあるわけなんです。

もちろんそれは、課長さんのお答えの中には、製造業者に対してもいろいろと注意をしなければいけない、販売業者に対してもそうだとおっしゃる。おっしゃられる。しかし、それだけで済むのかどうかということが私はほんのことがあつたって問題だと思ふから、これで事足りるという立場に立つべきじゃないというふうに私は思ふ。

そして、その前提で、販売業者の告知という問題とそれから情報の提供、この情報の提供という問題は、告知をするという情報の提供と、書いてはいないんだけれども、郵政省に業者として情報を提供する、それがあつたのかというところもこれでは明確でないのはつきりしていただいたらいいのと、それから販売業者の報告というところがあります。その報告という報告の中身は何なんだと。定期的にやるのか、問題が起きたときにやるのか、そこには住所と名前ぐらいのことがあるのか、そこには住所と名前ぐらいのことと必ずしも定かじゃないんですよ。したがって、その点をつきりしてもらいたい。

○政府委員(白井太君) いわゆる告知制度として業者の方にお願いをいたそうとしておりますのは、まず特定の無線設備、これは実際には不法電波によく利用されるという危険性の高い無線設備を考へておりますが、そういう無線設備については、買いたいというお客さんが来られたときには、この無線設備を使って電波を出すときには免許が必要なんです。これをまづ言つていただくと、それ、それを承知の上でお客さんの方がその無線機を購入するということになりましたら、もう一度改めてこれは免許を取らなきゃいけませんから、というのを念を押していただいて、その上で改めて、免許を取らないでこのまま使つて電波を出しますと罰則が科せられることになりますからというふうなことをお話ししていただいて、あと

は免許はどこに出せばいいかというふうなことをお教えいただくと、これが法律の中身になっております。

したがって、善意に解釈をいたしますと、知らないでそのまま免許も取らないで使うということをしたかもしれないような方に対して、改めて免許が必要なんです。ということを教えていただければ、その方も、そんなにパーソナル無線のような場合に免許が手続が複雑じゃありませんから、簡単な手続で免許が取れますので、そういうことで免許の手続をとってくださるんじゃないかと。これは善意の方なんですけれども、しかし善意の方はかりでないということも考えなきゃいかぬわけですが、そういう場合にもこれは違法です。ということを一度申し上げることは、御本人が一人は立ちどまって違法なことをやるわけにはいかないという、いわば大げさに言いますと反省をしていただくというか、そういうチャンスにもなり得ると思ふわけでございます。

ところで、業者の方にそうしたことをお願いするものですから、これはある意味では小売業者の方の協力を得て成り立つ制度でございます。しかし私どもとしては、今度の改正法案の中にも書いてありますように、必要な場合には郵政省といつても小売業者の方から業務についていろいろ御報告をいただくとか、場合によると業者の方の事務所立ち入つて帳簿等の検査もさせていただきます。ということもこの規定の中に入れています。だいたいですが、これを初めから振りかざしてということもなかなかこれはしにくい。と申しますのは、もともとこの制度というのが小売業者の方の協力を得て初めて成り立つ制度なものですから、これはどちらかというと最後の手段といえます。か、目に余るようなときにそういうこともやり得るという規定だとまず考えたいわけでございます。

したがって、法律を通していただいて実施に入つた段階でいろいろ実情を私どもとしても勉強をさせていただいて、この法律に基づいてどう

いう措置をとっていかうかということについても、その状況を見ながら法律の趣旨を最大限生かして不法対策をするということにさせていただきたいと思ひます。

○及川一夫君 通産省の方、どうもありがとうございます。

私もこの法律については反対でないし、賛成だと。賛成だが不十分だと。我々も勉強して、やっぱり弱点はなくなっていくかという気持ちはありますから、無線というものと切っても切れない社会になってきているということを考えたときには、できるだけ情報を収集してもらって、万全なものにしていくように努力をしていただきたいというふうにお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

次の問題に移りたいというふうに思ひますが、これはこの法案とは直接関係ないかもしれませんが、放送局の開局の問題について質問させていただきます。

まず、放送局を開局するに当たりまして、免許申請をしてから開局まで大体どのぐらい要しているのか。もうほとんど都道府県には二局ないし三局ぐらゐは放送局が開局しているわけですから、大体どのぐらゐで開局という実態になるのか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

○政府委員(木下昌浩君) 放送局の免許処理でございますが、チャンネルプランを出しましてから申請を受け付けるわけでありまして、そうすると、申請の数だとかその申請者の意見、要望によっても異なるわけでございます。

その処理の期間でございますが、最近十年間に開局をいたしましたテレビジョン放送局が二十二局ありまして、FM放送局が三十五局ありまして、これを見てみますと、免許申請を締め切りましてから予備免許をするまでに要した平均年月は、テレビジョン放送局で約二年七ヵ月、FM放送局で約三年五ヵ月でございます。予備免許を受けてから送信所、演奏所の工事等の具体的な準備に着手することになります。一般的には、予

備免許後は一年から一年半ぐらゐの間に開局している、こういう実態でございます。

○及川一夫君 最近では東京U局問題がございまして、既に会社もつくられたというふうな状況になっているんですが、東京関係についてはどういう状況になっておりますか。U局関係についてちょっとお尋ねしておきます。

○政府委員(木下昌浩君) 東京の場合には、昭和六十一年ごろから、東京都などから新たに都を放送対象地域とするテレビジョン放送局のための周波数を割り当ててほしい、こういう話がありました。その過程においていろいろ御意見があったわけでございますが、結局のところ郵政省では、この周波数の割り当ては平成三年の一月三十日でありました。平成三年三月三十日に申請を締め切っております。その間に百五十九件の申請を受け理いたしました。その三月三十日の申請締め切り後、各申請者からの意見を聴取いたしました。あるいはその調整等所要の手続を経まして、平成五年二月一日に東京メトロポリタンテレビジョンに対して予備免許を付与したという経緯になっております。

現在、東京メトロポリタンテレビジョンで予備免許を受けましたので、今工事等をやっておりますのでございまして、建物が完成するのが平成七年と聞いております。

○及川一夫君 郵政省が当初示した計画からいうと、一年ぐらゐおくれでございますね。

○政府委員(木下昌浩君) 調整を始めましてから、この後の調整のスケジュールについて確かにお示ししたことがございまして、それに比べますと若干おくれれております。これは調整が難航してそういう結果になっておるわけでございます。一本化調整という言葉を私も使っておりますが、百五十九件の申請者がひとつ一緒になると、そういう熱意のある方が一緒になると、それらいろいろがでるかというところでございまして、結局百五十八件と残り一件との競願処理と

いうことに相なっております。

○及川一夫君 おくれた原因は一本化調整だけですか。

○政府委員(木下昌浩君) 結局は一本化調整のおくれでございます。その過程においてどういふ形の会社になっていくかというのを皆さん方の間で議論がなされ、その間の調整に手間取ったということでございます。

○及川一夫君 これまでの経過の中で、新局をつくるというところになったときにその新局をつくる理由、目的、こういう内容とかあるいは開局に当たっての規模、例えば資本金あるいは常勤役員の数、社員の数、さらには株式配分の大枠といいますが、どういふところがこの会社の資本を負擔するかというところなどを提出するのはどこが計画するんですかね、開局する場合に。

○政府委員(木下昌浩君) 一本化調整というのいろいろんな形がございまして。過去の例で申し上げますと、例えばその地域の経済団体が中心になって調整をされる場合、あるいは地方公共団体の知事さんとかそういう方々にお願ひする場合、あるいは郵政省が直接に調整に乗り出す場合、いろいろんな場合が考えられます。

○及川一夫君 具体的に問題が提起をされて、いろいろ関係者が寄つて議論をした、まともな、だれか調停役がいなくてまともなということとはどんな社会でもありません。したがって、その中の一員としてまたま郵政省だということも起こり得ると思ひ、この問題では、それは認めます。

しかし、東京メトロポリタンテレビジョンの問題ではそういう常識的な経過を通つたんでしようか。郵政省のそれこそ案として、メトロポリタンテレビジョンを開局する目的は何か、理由は何かというのを書き、新局の規模は資本金百五十億円、あるいは常勤役員は八名、社員の数は百五十名程度、株式配分は大枠として地元経済六〇％、マスコミ、公共、公益、それぞれのパーセントを付して、それを郵政省の側から提案をしたという

ことがいろんなところで明らかにされているんですが、これはどうですか。

恐らく木下さんは当時担当ではないと思ひますが、あるいは関係ないかもしらぬけれども、しかし郵政本省としては私は関係あるように思ひます。それを認めていく書類もありますよ。そういうことというのはあり得るいいんでしょ。うかね。

○政府委員(木下昌浩君) 東京UHF民放テレビ局の設立の経緯につきましては、先ほど言いましたように、平成三年の三月三十日に百五十九件の申請を受理しましてから、その後郵政省におきまして申請者からヒアリングを実施しております。申請者の皆さんがどういふことをお考えなのか、その主張点をより明確にしていくことが必要だったということでヒアリングをやっております。そしてまた、全申請者に質問書を出しまして、全申請者からいろいろな回答書を受理いたしました。そしてまた、結局、そういう申請者の方々の意向を踏まえて、どういふ形の放送局にしたいかというのかというところの大方の意見ということでもまとめてお示しをしたものというふうに理解しております。

○及川一夫君 今の放送局長としてはそう理解したと言ふんですが、経過は全然違ふんです。問題の発端は、東京都知事、それから東京商工会議所会頭の石川六郎さん、こういう方々が発起人になってやっているわけでしょう。本来ならそういう方々が新局の目的や、資本金や、規模や、資本金のそれぞれの受け持ち分担というやつを一応案としてつくつて、いろいろ議論をするがどうもまともな、そこでまともな議論が入って調整してくれぬかというふうな、百五十九のゼヒ参加をしたいという方々を含めてやるのが普通のやり方だと思ひます。東京メトロポリタンの場合にはどうも郵政省が提案した経過になっておるんです。それが大きな原因になって、参加する人がちやうどおかしな、おかしいんじゃないかというふうな話が行つたり、大変なめ方をしたと

東京の例だって、まあ正直に六十年からと言われましたからね、確かにそうですよ。しかし、実際に申請をしたのは平成三年じゃないですか。三年間ぐらいろいろな郵政省に対して東京都知事が要請行動をやっている。だから、東京なんかからいえば、そこそ六年間かかった、八年間かかった、こういう認識なんです。そこにこの人事の問題まで無理無理くっつけて考えると、何かあるんじゃないか、おかしいよというような発想に私は受け取られやせぬかということをむしろ心配するわけです。

やっぱり放送というのは、一極に集中しちゃい

それで大臣、私これで終わりますけれども、電
波法というのはなかなか庶民には取っつきにくい
法律なんです。大臣はちょっと衆議院の關係が
あって退席されたんですが、そのとき私は申し上
げたんだけれども、無線機というものが局に変わ
って、改造という言葉が法律上は工事になって
いる。そういう前提で皆書かれているのですか。

○及川一夫君 終わります。
○常松克安君 私は、本日は電波と人の生命に関する諸問題についてお伺いをいたします。

○政府委員(白井太君) 混信妨害の件数は圧倒的に実は消防救急が多いものですから、その点について一、二点申し上げさせていただきたいと思いますが、昨年の六月に、大阪市の消防救急無線に對しまして、設備を不法改造したアマチュア無線

用の設備で混信妨害を与えておりました奈良県の大和郡山市のトラックの運転手の人が検挙をされたという事例がございました。それからさらに、同じ年、これは平成四年の一月でありましたが、今度は福島県の郡山市で、郡山地方広域消防組合の消防無線に對しまして、一時間ばかり歌謡曲の音楽テープと見られるような音が混信をして入ってまいりまして、通信がしにくい状態となるような妨害が発生いたしました。このときは残念ながら、いろいろと調査をいたしたわけでありまして、けれども、混信源を突きとめるということはできなかったという事例がございました。

○常松克安君 本来これは消防庁の救急救助課の方からお聞きするのが当然かと思いますが、今のような事例については救急救助課は掌握をしていらっしゃるのでしょうか。

○説明員(山中昭栄君) 私どもといたしましては把握をしてございません。

○常松克安君 しかば、郵政省から出ている報告書はそこにはないということですか。なければないで、もうこつちで答えも全部いたします。

一番私は救急救助課に申し上げたいのは、今郵政の方では、それは建前としては不法無線。この案件がどうあるか掌握していらっしゃる。よってその報告、航空、運輸だとか消防だとか、いろいろなところを取りまぜてこういう実態でござい

ます。大事なポイントといえますのは、今事例としてはんの少量お出しになりました。しかし、先ほど申し上げましたように、消防本部、消防署の幾多の事例というものは、もっと生々しい、もっと厳しい、冷や汗をかくような、救急車が走った、結構、本庁に帰れ、受けて帰った、現場では死ぬような思いで患者がまだかまだかと待っていたこともあるんです。こういうふうな実態というものは、今のこういうふうな報告体制の内容にあっては、少し実態掌握というものが手おくれしている場面があるのではなからうか。もう少しその辺の実態というものを、再度消防庁長官通達ぐらいを出

して実態をつかむと。

なぜ懸念するかといたしますと、今のは平成三年、四年でございしますが、平成二年度は一けたなんです。ところが五年は急上昇して百数件。当然これは救急車だけじゃございません。消防でありますので、火事にいたしまして今及川先生の方から指摘された具体例なんです。生きるか死ぬかというふうな場面になったときに、この問題が社会問題になって、一体消防庁は何をしておるんだと、こういうふうなことの現場というのはどうしてもそこへいくわけでありまして、その対応というものが私自身取り組みが少し甘いのではないだろうかという気持ちがあるわけでございます。

よって、それを今度は防衛する立場。後ほどこれに對してまた私は伺いますけれども、防衛に對しては、例えば東京消防庁、東消はやはりアナログではだめだ、デジタルに全部かえろと。これは調査費はついた、平成六年度を一応めどにして全救急車にはデジタル無線。それでも完璧じゃないんです。しかしアナログの無線よりもこれは防衛しやすい、こういうふうな一端のお話も聞きたいとしておるんですが、これはやはり全国の問題として不法無線に對する基本的なお考え、対策をお伺いいたします。

○説明員(牧野清文君) 防災課長でございしますが、御説明を申し上げます。ただいまのお話にございましたように、消防無線通信を傍受いたしましたように、妨害を与えたとしたような事例が少なくないわけでございますけれども、こうした妨害を防止するためには消防の側、すなわち消防の無線につきまして秘話機能を持たせるといったことも一つの手段であろうかと存じます。

先生御案内かと存じますけれども、その具体的な方法といたしましては、一つにはマルチチャンネル方式を導入する、あるいはまさに秘話装置を現在の装置に付加する、またさらには、まさに御指摘ありましたように高度な秘話機能を持ちま

したデジタル方式を導入していくということが考えられるわけでございます。

消防通信にとりまして非常に重要な課題でございまして、ただいま申し上げました方式を含めまして、消防無線の高度化について積極的に進めてまいりたい、そのように考えております。

○常松克安君 救急救助課長、長和歌山県の総務部長をお勤めになって、いろいろ実績を上げられて本庁へお帰りになったんですねけれども、全体の実態というものを先ほど提案いたしましたのが、この件に對しての回答はいかがでございましょうか。

○説明員(山中昭栄君) 救急業務を円滑に実施してまいりますために、常時良好な状態で消防無線が活用されることは大変重要なことでござい

ます。御指摘のございました点につきまして、私ども各消防本部に對しまして具体的な事例を照会するなどいたしまして、実態把握に努めたいと考えております。

○常松克安君 じゃ今度は電波の方へ、郵政の方へ帰りますけれども、ここは難しいところだと思ふんですけれども、万が一パトの方へ妨害が入ります。入るのは何でかというのと、一般の専門のブ口雑誌に周波数が皆書かれておるんです。だから、ちょっと頭がいい人だったら、ちよつとくつとやれば、それはばつと入っちゃうんです。ところが、その結果としては、電波法の法律違反よりも二重にも三重にも公務執行妨害だとかいろいろな犯罪経歴がかぶってくるんです。

ところが、こちらは不法があつても、調べても、監視員が行つても、警察官の立ち会いのもとでなければ立入権がない。捜査権がない。こういうような難しさがございしますけれども、少なくとも先ほどありましたような人命に関することだけの妨害は、罰金が一万とか、こういうふうな強烈な姿勢というものがやはり電波を守つていただく立場において、形を変えて再度検討があるべきではなからうか。

と申しますのは、東京都内で妨害電波があつたんです。それがある新聞が一面にばつと出したんです。出したその年はがんゼロになつてしまつた、強烈な取り締まりをするぞというような姿勢を示したら、これだけでも一つの大きな効果は現実にあるわけでありまして、やはり人命に関することが、妨害で、行つたけれども途中で帰つてしまふ、こういうふうなことは、一罰百戒というのはいさし言ひ方がこの場所にはなじまないかもしれないが、やはりこの辺のところはお考えを深くいただきたい。先ほど罰金が十万とか五万とかいろいろ出ておりましたけれども、こういうことでは電波妨害を排除することはできないんじゃないだろうか、こう思ふんですが、いかがでしようか。

○政府委員(白井太君) 電波法違反の中でも、いわゆる不法電波に関連するような罪について、一番重いものは一年以下の懲役か、または、今回の改正案が通りますと五十万円以下の罰金というのが最高のものになっております。

こうした量定をどのようなものにするのかという点については、実は罰則規定そのものを私どもだけで決めるということももちろんできないわけでございます。罰則規定についてはほかのいろいろな刑法を初めとする多くの罰則規定とのバランスを考えて、違法行為の態様に應じて法律上の量定を決めていくということになるものですが、この点については私どもとして軽々にお答えをするということは大変いかかという感じがいたしますが、今後の勉強課題ということで受け取らせていただきます。

○常松克安君 ある方はこうおっしゃいました。日本の法律はクモの巣のようである。トンビやタカは悠々と破つていく。しかし小さなチョウやそういうものはすぐとらまわしてしまふ。悪意だとかそういう人命に関するようなことがあつてよくもあつたならば、断固それは容赦しないということも行政に課せられたある一面じゃないだろうか、こう申し上げますので、よろしく研究、検討をお願いしたい。

次に参ります。先ほど申し上げましたように、この点につきましては、五島列島の中央病院、焼津の漁業組合、それから横浜船員保険病院、塩釜救済会病院、東京救済会病院の現場を踏まえての立場から申し上げます。

まず一つ、これは運輸省の関係からまずお聞きいたしますが、洋上で急なけが人や病人が発生した場合において、人命救助の観点からその処置の第一歩、この第一歩というのが助かるかどうかの重要なかぎになると私は現場の声を厳しく聞いてまいりましたが、御認識はいかがでしょうか。

○説明員(中畑美男君) 洋上で急病人が発生した場合には、先生御案内のとおり、洋上での急なけが人や病人に対する措置の第一歩、立ち上りの最初の措置であります。この観点から、医師の指示のもとで衛生管理者による応急措置が講じられていて、このほかに、日本水難救済会による洋上救急事業等、洋上救急体制の整備が図られているところでございます。

○常松克安君 平成三年度のそういう事故の死亡者、傷病者の数はどういふ現状でございましょうか。

○説明員(中畑美男君) 私ども船員法百一条に基づきまして報告をとっております。これに對して受けた医療関係というものはどうするかといふと、これを日本字に書きかえるわけでありまして、書かえてどうするかといふことは、船舶に積まれている医療資器材というものは大体決まっております。そういうものに對して、何を使ったらいいかをもう一遍英語に書きかえて、それを向こうへ送ってやるわけです。それやこれやで非常に地上では考えられないようなことになるわけでございます。

○常松克安君 端的に言いますと、いろいろな症状はございまして、洋上において一年間で百四十名の方がお亡くなりになっているという現状であります。

○常松克安君 ところで、これは運輸省の問題でございますが、災害発生時から陸上の医療施設に収容されるまでの時間につきましては、日本水難救済会の調査ベースでございまして、最も長い時間は六日と二時間でございます。最も短いものは一時間三十分たつていたというふうに聞いております。

○常松克安君 やはりここがどうしようもない場所、地上におきましては四分救急として一生懸命やっておりますが、洋上という地理的な条件、こういうことが重なりまして四時間も五時間も短いので一時間三十分。大臣、もしも後ほど時間ございましたら、こういう現状であるということ、ひとつこのペーパーをお見せ申し上げますので一覽をいただきたいと思ひます。

ここにありますのが救済会病院に對しての外国語、船舶が急病人が出て発信した電文でございす。原文そのままでございす。これに對して受けた医療関係というものはどうするかといふと、これを日本字に書きかえるわけでありまして、書かえてどうするかといふことは、船舶に積まれている医療資器材というものは大体決まっております。そういうものに對して、何を使ったらいいかをもう一遍英語に書きかえて、それを向こうへ送ってやるわけです。それやこれやで非常に地上では考えられないようなことになるわけでございます。

○常松克安君 端的に言いますと、いろいろな症状はございまして、洋上において一年間で百四十名の方がお亡くなりになっているという現状であります。

○常松克安君 ところで、これは運輸省の問題でございますが、災害発生時から陸上の医療施設に収容されるまでの時間につきましては、日本水難救済会の調査ベースでございまして、最も長い時間は六日と二時間でございます。最も短いものは一時間三十分たつていたというふうに聞いております。

○常松克安君 やはりここがどうしようもない場所、地上におきましては四分救急として一生懸命やっておりますが、洋上という地理的な条件、こういうことが重なりまして四時間も五時間も短いので一時間三十分。大臣、もしも後ほど時間ございましたら、こういう現状であるということ、ひとつこのペーパーをお見せ申し上げますので一覽をいただきたいと思ひます。

ここにありますのが救済会病院に對しての外国語、船舶が急病人が出て発信した電文でございす。原文そのままでございす。これに對して受けた医療関係というものはどうするかといふと、これを日本字に書きかえるわけでありまして、書かえてどうするかといふことは、船舶に積まれている医療資器材というものは大体決まっております。そういうものに對して、何を使ったらいいかをもう一遍英語に書きかえて、それを向こうへ送ってやるわけです。それやこれやで非常に地上では考えられないようなことになるわけでございます。

○常松克安君 端的に言いますと、いろいろな症状はございまして、洋上において一年間で百四十名の方がお亡くなりになっているという現状であります。

○常松克安君 ところで、これは運輸省の問題でございますが、災害発生時から陸上の医療施設に収容されるまでの時間につきましては、日本水難救済会の調査ベースでございまして、最も長い時間は六日と二時間でございます。最も短いものは一時間三十分たつていたというふうに聞いております。

○常松克安君 やはりここがどうしようもない場所、地上におきましては四分救急として一生懸命やっておりますが、洋上という地理的な条件、こういうことが重なりまして四時間も五時間も短いので一時間三十分。大臣、もしも後ほど時間ございましたら、こういう現状であるということ、ひとつこのペーパーをお見せ申し上げますので一覽をいただきたいと思ひます。

ここにありますのが救済会病院に對しての外国語、船舶が急病人が出て発信した電文でございす。原文そのままでございす。これに對して受けた医療関係というものはどうするかといふと、これを日本字に書きかえるわけでありまして、書かえてどうするかといふことは、船舶に積まれている医療資器材というものは大体決まっております。そういうものに對して、何を使ったらいいかをもう一遍英語に書きかえて、それを向こうへ送ってやるわけです。それやこれやで非常に地上では考えられないようなことになるわけでございます。

○常松克安君 端的に言いますと、いろいろな症状はございまして、洋上において一年間で百四十名の方がお亡くなりになっているという現状であります。

○常松克安君 ところで、これは運輸省の問題でございますが、災害発生時から陸上の医療施設に収容されるまでの時間につきましては、日本水難救済会の調査ベースでございまして、最も長い時間は六日と二時間でございます。最も短いものは一時間三十分たつていたというふうに聞いております。

○常松克安君 やはりここがどうしようもない場所、地上におきましては四分救急として一生懸命やっておりますが、洋上という地理的な条件、こういうことが重なりまして四時間も五時間も短いので一時間三十分。大臣、もしも後ほど時間ございましたら、こういう現状であるということ、ひとつこのペーパーをお見せ申し上げますので一覽をいただきたいと思ひます。

ここにありますのが救済会病院に對しての外国語、船舶が急病人が出て発信した電文でございす。原文そのままでございす。これに對して受けた医療関係というものはどうするかといふと、これを日本字に書きかえるわけでありまして、書かえてどうするかといふことは、船舶に積まれている医療資器材というものは大体決まっております。そういうものに對して、何を使ったらいいかをもう一遍英語に書きかえて、それを向こうへ送ってやるわけです。それやこれやで非常に地上では考えられないようなことになるわけでございます。

○常松克安君 端的に言いますと、いろいろな症状はございまして、洋上において一年間で百四十名の方がお亡くなりになっているという現状であります。

○常松克安君 ところで、これは運輸省の問題でございますが、災害発生時から陸上の医療施設に収容されるまでの時間につきましては、日本水難救済会の調査ベースでございまして、最も長い時間は六日と二時間でございます。最も短いものは一時間三十分たつていたというふうに聞いております。

○常松克安君 やはりここがどうしようもない場所、地上におきましては四分救急として一生懸命やっておりますが、洋上という地理的な条件、こういうことが重なりまして四時間も五時間も短いので一時間三十分。大臣、もしも後ほど時間ございましたら、こういう現状であるということ、ひとつこのペーパーをお見せ申し上げますので一覽をいただきたいと思ひます。

ここにありますのが救済会病院に對しての外国語、船舶が急病人が出て発信した電文でございす。原文そのままでございす。これに對して受けた医療関係というものはどうするかといふと、これを日本字に書きかえるわけでありまして、書かえてどうするかといふことは、船舶に積まれている医療資器材というものは大体決まっております。そういうものに對して、何を使ったらいいかをもう一遍英語に書きかえて、それを向こうへ送ってやるわけです。それやこれやで非常に地上では考えられないようなことになるわけでございます。

は国際電電株式会社への負担になるということであり、ますので、それから、国際電信電話株式会社も結成り立ってある会社でございますので、そこにそうした無料通信の経費を負担していただくということとは、筋の問題といたしまして、利用の公平といたしますか、そうした角度から問題はないのかなんか、というお話がやはりないわけではございません。

しかし、ただいまも先生おっしゃっていましたが、ように、電報ということになるとこれは大変な手数料もかかります。これをファクシミリで送りますとそうしたむだな手数料がかなり省かれるということとで、昨年の十二月の段階では「少なくとも実施をするまでに一年もかかったのかと言われるようなことのないように」急いで検討したいというお答えを昨年の十二月にさせていたいただいておりました。

それで、今日の状況でございますが、結論的にはそういう方向で処理をしたいということで、さらにもっと具体的な実施のためのいろいろな手続についてKDDの方で検討していただいている段階でありまして、昨年の十二月にこの委員会でお答えをさせていただきました私の答弁が間違いないように、また改めて国際電電の方にはお願いをしておこうと思います。

○常松克安君 私がかように言うのは、角が立つようなことになるかもしれませんが、実は時間がございせんので、当委員会からちょっと離れた議論なものですから踏み込んだことの実態を申し上げませんが、大事なポイントは、こうして洋上救急で運ばれ、あるいは手当を受け、海上保安庁が行って助ける。これが三分の一が実は外国船なんです。外国人なんです。小さく言いますと、五島列島とさっき申し上げましたけれども、その一年間の出勤回数を見ますと三十四件。医師がヘリに乗って無線を持ってです。そのうちの十七件が台湾の方、韓国の方、中国の方。ある一面では、国際的な大きな広がりの中で、日本がこれを背負って、言うなら国際貢献の認知をされるような

一つの仕事をやっていらっしゃるわけでございます。

そうしてまいりますと、この医療無縁というのは、御案内のとおり、八十七カ国が医療無縁は無料という全世界協定をいたしまして、それを今実施している。その延長線でこれをKDDさんが扱うとなると、今局長が御指摘どおりでございます、無料にするということはその社の利益が減るわけでございます。

そして、今使つていらつしやる件数がまだまだ少ないとかいろいろな問題がございます。これのいろいろ実態の調査もやられるでしょうし、第二番目には何かとなつてきますと、無料とした場合には、日本の船舶だけ無料であとはいだきますよというわけにはいかないわけです、洋上となりますと。八十数カ国を相手にして腹を決めて、この成案を郵政大臣の認可に出して、それを決裁受けてやりますと、周知徹底なさるわけです。

そうした中においては、もうこれはただ單純に洋上と言うより、日本という視点より、もつと大きな電波という位置づけの上からいって、洋上の救急に寄与するということで物すごく大きな問題をこれは私は確かに含んでいると思うんです。

しかし、そういう一面もありましようが、そういう世界の協定の中にあつた医療無線という中に

おいて、そのことによって人命が一人でも救えるというところであればと、今切磋商磨して、精査してKDDとしてはそれを実現に向かって検討していただいているんです。そういうことを運輸省は知った上で、まことにありがたい、これ一言で済むものなんです。それを無料の方がいいとか悪いとか、そんなあほなことを言っておったら大変なことになるんです。もう少し言いますから、心得てよく考えておいてください。

ここで、もう一つのひっかかってくる問題は何かとなつてきますと、今、掖済会病院を中心にして全国で洋上通信ネットは承っているんですけど、船がそうしてインマルサットを使うような通信があつたとしても、今度は受発信する、掖済

会病院並びに洋上救急の病院の無線装置というのが、今ある電話やファクスでいいんですが、やはりその番号登録をKDDにせぬことには無料にならぬわけでございます。機械からして全部入れかえて対応してくださっているわけですから。そういうふうな一つのを通る越しながらも、人命救助というもので前向きに対応願っているわけなんです。これを今一歩、大臣の政治決断、判断で進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○國務大臣(小泉純一郎君) これは郵政省あるいは運輸省、さらには医療という観点からすれば厚生省、各省関係してくると思いますが、国際社会にも影響してくる、日本国だけの問題でもないといういろいろな難しい点もあるうと思いますので、今御指摘の趣旨というものを生かすように、どういう困難があるか総合的な立場から事務的に検討させて、そして障害を一つ一つ取り除くという方

法がいじりゃないかなというふうに考えております。ですから、事務的に各省連携をとりながら、そういう医療無線の問題、それから洋上救急の問題、総合的に私は取り組む必要があると思います。事務的に検討をさせていただく時間をかしていただきたいと思います。

○常松克安君　大臣のお言葉ではございますが、

事務的なことはひとつ行政のスピードということ
でよろしくお願いしたいと思います。

それから、もう一つ認識を局長にお伺いします
が、KDDとしてはそういうふうな目的を意思を
固めて進行している、やはり電波を預かる郵政が
中心にならぬと、これは電波の一つの問題ですか
ら、インマルサットは、そういうふうな私認識し
ているんですが、それでよろしいでしょうか。

○政府委員（白井太君） 私どもとしてはそのよう

に御理解をいただいて結構でございます。

○常松克安君　じゃそういうことで、運輸の方もひとつ深刻に受けとめて、これ促進ができるようにいろんな角度からタイアップしていかなきやいけないと思いますから、そうしてください。

第三点目に、今度は高速道路上におけるところの無線が通じないところがある。これも私はきょうを含めて三度目であります。私が現実問題として指摘いたしましたのは、高速道路上におけるところの事故が起こった場合に、要請を受け、御殿場市消防本部から急遽片道を救急車が走ってまいるわけであります。しかし、ある区間、七キロ、ここに図解をしておりますので、(資料を示す)もうこれはそちらの方がよく御存じかと思えます。この丸印の区間約七キロがどうしても電波が入ってこない。あるいはそのことのために生きるか死ぬかの処置に非常に難渋をしているという現場の声でございます。まず、そのことを消防庁救急救助課はどのように認識していらっしゃるか、お伺いいたします。

○説明員(山中昭栄君) 御指摘がございました御殿場付近で相当にわたって消防無線の不感地帯があるということは承知をいたしております。御殿場の広域行政組合の消防本部で把握をしておる状況では、トンネルあるいは山北町、そういったところで不感地帯が生じているということは私どもも承知をいたしております。

○常松克安君 高速道路上を走っているパトカー並びに道路公団のパトロール車は、いかなる地域においても無線は通話できるのに、一番大事な人命救助に立ち向かう救急車だけが通じないというのは、技術的にどこに差があるんでしょうか。

○説明員(山中昭栄君) 現在消防機関が使用しております無線、技術的に申し上げますと、トンネ

ルあるいは山岳地帯等においては地形構造的な要因から、割り当て周波数を使ってやっているわけですが、いわゆる無線から来る地形的な制約によって不感が生じているということかと思えます。

○常松克安君　では、具体的にそういうふうになぜしていますから、その対応策はどう考えてい

○説明員(山中昭栄君) この高速道路におきます
消防無線の不感の問題につきましては、去る三月

の当委員会におきましても御指摘をいただいたところをごさいます。その時点におきましては、私もこの御指摘の例を含めまして全国的な状況の把握も出来ていなかったわけでごさいます。その御指摘を受けたことを踏まえまして、各消防本部の協力を得ながら実態の把握に努める必要があると考えております。

現在、その具体的な実施方法等について検討をいたしているところですが、そういった実態把握とあわせて、ただいま御指摘のありました御指摘の不感の問題の解消については、専門的、技術的な検討も必要かと思いますが、やはり傷病者の救助という大きな目的のために行わなければならないものでございまして、関係機関とその消防方策等についてよく協議をしまいたいと考えております。

○常松克安君 少し感覚にずれがございすけれども、後はどうすれば私の方から申し上げることといたします。

過日、決算委員会の方でこの辺のところ、やはり高速道路、また一面管理者としては建設大臣にあるのをごさいます。大臣みずから、このようにお尋ねいたしました。大臣みずから、これは人命に関する大事な視点でありますので、これについては早急に検討会を設けて検討したいとお声をちょうだいいたしました。その認識に間違いはございせんでしょうか。

○説明員(井上啓一君) 先生御指摘のように、高速自動車国道の事故において負傷者が速やかに救助されなければならない、こういう点については極めて重要な問題であると認識しております。また、先般先生の御質問に對しまして建設大臣お答えいたしました。そういう観点で我々道路管理者としての支援、協力方策について検討会を設けまして鋭意検討を進めておるところでございす。

○常松克安君 建設省としては、なぜこの不感地帯がここにあるのか、指摘したらそのとおりだとおっしゃった。その原因はどこにあると思われ

るんですか。

○説明員(井上啓一君) 不感地帯については、今消防庁の方からお答えになりましたように、私どもの持っている道路管理用の通信の電波の波数と消防の方と今異なっております。一部については漏れい同軸ケーブル等の共用によりまして、そういうようなことを道路公団の方で施設を整備いたしまして共用が図れるように努めておるところでございす。まだ相当数不感地帯が残っているというの先生御指摘のとおり事実でございす。

○常松克安君 もう少しお教え願いたいんですけれども、道路公団としてはケーブルを保有してある、万々に消防の方から要請があるならば、その周波数あるいはケーブルの中へ入れるメカについての対応を協議してもいいと、こういうお考えでしょうか。

○説明員(井上啓一君) 私ども、先ほど申しましたように、検討会の中でそういう方策についても消防と十分詰めて検討していきたいと思っております。

○常松克安君 ここを消防に私申し上げているんです。不感地帯の現場の地名を提示して申し上げているんです。事実、一番また悪いことにその場所が事故多発地帯なんです。そこがほとんどなんです。曲がりカーブで、前回は四台走っているんです。四台救助して三名が死んでいるんです。全部玉突き事故で、四台がやられていてんです。そういうような現場を指摘しているわけなんです。建設省の方にお聞きしますと、消防さんの方からちゃんと申し入れがあれば、その不感地帯解消のためにケーブル導入ということも検討の省庁の窓口を用意してございす。こうおっしゃる。あれからもう三月かかっておるんです。三月間ただの一回も高速道路公団に對してその具体的な不感地帯解消についての協議の申し入れをしなかったんですか。

○説明員(山中昭栄君) 公団の方とは御相談をさせていたしておりますが、具体的にやはりでき

るだけ早期に解消をする必要があるというふうに私も認識をいたしておりますので、これから精力的にやらせていただきたいと考えております。

○常松克安君 きょうじゅうに申し入れされますか。

○説明員(山中昭栄君) できるだけ早くさせていただきます。

○常松克安君 ここでひとつ電波を預かっていただいております局長に、例えば、郵政省の事業の一回といたしまして、携帯電話が全国どこへでも通するように中継地点のアンテナを立てよう、これを大いに進めていこうという事業がございす。これは携帯電話、こっちは利便性だといろいろありますけれども、電波はこれは本間に各省にまたがるんです。これはまた大臣に調整してもらわねばいかぬですね。こっちにも重なる、こっちにも重なる。

しかし、電波という立場からしますと、どういう観点でありましょう。人の命に關すること電波が通じない場所がある。こういうふうな対応の一回といたしまして、今その事業は全国の各自治体から申し入れを受け、もう箇所づつでも済んでいるんです。大体一基設置すると一億八千万と計画書には出ているんですね。数カ所そこへセツトする、平成五年度においては、

そうなるべきですと、それはその目的がついてくるから、そんなものはほかは利用できませんと言われればそれまでですが、少なくとも郵政が電波を預かるという立場におきましては、たった山間僻地にその中継点があり得るならば技術的に解消する、この御指摘は、こういうふうなときに、そんなことはよそさんがやりますよ、かわり合いは持てません、こちらだけで精いっぱいでありますとだけ言い残しておけるものだろうか、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(白井太君) おしかりをいただくのを覚悟の上で申し上げさせていただきますが、現在の時点での仕事の仕切りといたしましては、公共

業務用として幾つかのところに電波周波数を割り当てさせていただいております。例えば建設省なんかでありますとか、もちろんただいまお話しのような消防、救急もそうでございますし、警察等もそうでございますけれども、そうしたそれぞれの特別の目的を持った公共業務用の無線であります場合には、そうしたところについてのネットワークというのはそれぞれのもので、つまり警察無線の場合は警察の方でいろいろとシステムをとっていただいて、郵政省の方としては、周波数の割り当てなどについてできるだけの御協力をさせていただいておるんです。

ただ、先生、もう一言だけ申し上げさせていただきます。高速道路とかあるいは幹線道路において、自動車電話などの不感地帯があるというやはり同様の問題が実は私どもの関係のところでもございまして、これらのところについてそうした不感地帯を何とかしてなくすることはできないか。これは最後は実はお金の問題になるわけでございます。技術的にはトンネルであれば漏れい同軸ケーブルを張るとか、それから中継用のアンテナ等を立てるといふようなことができれば問題は解決しないわけではないのでありますけれども、大変なお金がかかるということが非常に大きな問題になっておまして、そうした意味での公衆電話などのそうした設備もなかなか設置ができないという状況にあるわけでございます。

○常松克安君 御丁寧にいろんな角度から御答弁ありますが、どうもございす。何はともあれ、これは高速道路にはかわります。消防にもかかわります。電波にもかかわります。こういうふうな多岐にわたっておるわけでございますけれども、前回までは建設大臣の方で、一応大臣答弁受けとめていてこの問題解決対策というふうなものを明言していらっしやいますので、御苦勞ではありますけれども、あの電波に關することは、この状況は

郵政は全部知っていたらいいと思いますからすぐにいけるかと思ひますし、消防の方もどうか近いうちとおっしゃらずに、せめて二、三日中、こういうぐらゐの姿勢に改めていただきまして、現場は本当に困っているんですよ。そういうようにしていただきたいと存じますから、お願いいたします。

では、最後のまとめといたしまして、局長に一点だけ最後のまとめで申し上げます。

電波利用者の前納制度でございますけれども、あれこれは申し上げません。税金でも前納あり、割引制度、報奨金あり、あるいはNHKはこれまたありとか、負担金にしても、いろんな立場でこういう面も一面あるわけでございます。

そうやってまいりますと、八十数億電波料を支払いになったその立場からいいますと、前納制度というものの割引をお使いになりますと、中には二年、三年、五年といたしますと、NTTはプリペイドカードで少なくとも莫大な利益を一面得ております。経営者感覚の中から、こういう制度によってそういうまじめな正しい利用者というものを大きくふやし、そういう方々とともにこの電波を守っていく、そういうふうな検討というものはいかがか、こう思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(白井太君) 電波利用料制度は先々月にスタートしたばかりの制度でございますが、確かに前納制度というものは制度としてはございませうけれども、前納の割引制度というのがないという問題でありまして、比較的電波利用料の場合は少額なものですから、まとめて払っていただく方が免許人の方のお手数も省くという意味合いが実はありまして、できるだけ前納をしていただくというのを私も実はお願いをしたいわけでございします。そうなりますと、本当は割引制度がありますと前納というのが非常に進めやすいという点は確かにあると思ひます。

それから、銀行や郵便貯金なんかの口座から自動的に引き落とすというふうなこともし方法と

してとれますと、これもお願いいただく方の利便につながるのではないかとことを思っておりまうけれども、何せ国の収入にかかわる制度の問題でありますので、いろいろ御相談しなきゃならぬ方面も多いわけでございします。

今後、いろいろ国民の皆様のお意見もお伺いしながら、多少長くなるかもしれませんが、少し時間をいただましていろいろと検討させていただきたいというふうに思ひます。

○常松克安君 以上、終わります。

○鈴木栄治君 よろしくお願ひいたします。

いろいろお話を聞いて、不法無線局は本当に通信妨害、最近特にそのような人命にかかわる大変大きな事故も起きたり、また起きそうになったこともある。私は非常に怒りを感じるところでございます。

私、以前にテレビの番組の中で教育問題を取り上げたときに、中高生の見るといふのをやりました。ところが、どんな内容だのかんだのといろいろ討論が始まりまして、その中で、読者の要するにのぞき見の写真でございませう、それを募集しているんですね。それでこう載っております、あるものは女ぶろをのぞいた写真が載っているんですが、それを編集者の人が、おまえいいところを撮った、よく頑張った、今度はこうやって撮れと、よく頑張ったから賞金五千元ということを書いてあります。

そんなようなことがあるんです。私見て、これはおかしいだろうと。これが性教育だのなんだの、そんなことじゃないだろうと。いろいろその中で討論していつて最後に行くのは、必ず自由だとか、あるいは要するに表現の自由だとか出版の自由とか、そういうのに行くんです。

確かに自由はもう守つていかなきゃいけないです。でも、何でもかんでもやっつけていいという自由じゃございませうし、もちろん法律の枠の中の自由。でも、それ以上に大事にしなければいけないのは、特に公共的なものに関しては社会的良識、これを重んじていかなければならない、私は

そのように思ひます。

それで、こういう本は正直な話、人命にかかわるわけでもないですから、これはこれとしておいて、しかし、不法無線局の実はこういうのがあるんです。(資料を示す)電波法違反を助長するような本があるんです。こういう本があるんです。これを見てみると、あたかもこうやればあやれと、要するに改造の仕方から妨害のやり方が全部書いてあるんです。これは女風呂をのぞいたこととかそんなものじゃないです。さっき言ったように、航空機だとか心臓のペースメーカーが狂ったら死んじゃうんですよ。これは私、単なる出版の自由だとか表現の自由だとか言う前に、良識という部分に関して、郵政省、何か措置をとらなければならぬんじゃないか。また、これからどのようなことをお考えになっているか、それをお聞かせください。

○政府委員(白井太君) ただいま先生がお話になりましたように、その種のいわば不法電波を助長したり、見ようによっては奨励するような記事や広告が載ったような雑誌というのかなりあるようにございまして、その中の記事とか広告などを見ますと、例えば私どもは、不法パソコン無線では、千二百八十チャンネルの多くのチャンネルをとっているというふうな資料を先生方にもお見せしたことがあったかと思ひますけれども、この機械は千二百八十チャンネルがありますというふうなのがある中で書き込んであるというふうなものもあります。率直に申し上げて、そういう記事を見ますと私どもは憤りを感じるような気持ちになるわけであります。

それで、こうした出版社とか雑誌社に対しても再三にわたりました、そういう不法電波を助長するような記事だとか広告を載せないようにしてほしいというのを申し入れておるわけであります。が、残念ながら雑誌社の方は雑誌社の方で、どことん詰めていきますと、どこかで逃げ道を言えるような書き方にどうもなっているようにありまして、そういう雑誌なり、あるいはそういう雑誌に

広告を載せたことによって、それで直ちに摘発をするというふうなことにはなっていないというふうな状況であります。

また、こうした雑誌のほかに、機械をつくるころなどについてもいろいろの働きかけをしておるわけですが、何せ最終的に刑罰を科すということになりますと法律の解釈というものは非常に厳密になされるものですから、摘発というところまで行くケースが非常に少ないということでございます。

私どもとしては、なかなか一気にこの問題を解決するというのは大変難しいと思ひますけれども、世の中の実態というものはきちっと見て、できるだけ適切な対処をしていくということに今後とも努めてまいりたいと思ひます。

○鈴木栄治君 実際にこの不法無線局をやっている人たちがいるのは、ある意味では軽い気持ちでやっているんじゃないか。はつきり言って、心臓のペースメーカーが狂ったんだとか、航空機がこうなるとか認識していないんじゃないかと思ひます。ですが、その辺をもう少しそういうマニアの人たちに対して知らせるというか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(白井太君) 私どもも全くそうしたことをやっていないというところではございせんが、年に一回、電波の日というのを中心にいたしました時期にそのような種類の周知活動も行わせていたたり、私どもの担当の者がテレビに出演をさせていたたり、そのような趣旨のことを番組の中でお話しさせていただくとかというふうなこともさせていただいたたりしておるわけです。しかし、必ずしもそのことが十分効果を上げていないというところもまた残念ながら事実でございます。

それで、今度の法律改正案でお願いしております、告知制度というふうな呼び名をしておりますが、小売業者の方が無線機をお買いになるお客さんに対して、免許が要りますよとか、あるいは免許を取らずにこれを使いますと罰金が科せられま

すよという趣旨のことをお話ししていただくというの、ある意味では、ただいま鈴木先生がおっしゃいましたような目的にも一応は合ったものではないかと思っております。

やはり根本的には、電波をお使いになる方が本当にそういう気持ちになって使っていただくということ、結局は問題の最終的な解決ということになることは御指摘のとおりでありますので、この点につきましてもいろいろの方途といえますか、できるだけ効果の上がる方法というの今後いろいろ考えてまいりたいというふうに思っています。

○鈴木栄治君 最後に、大臣に御意見を聞きたいんですが、最近のいろんな事件とかいろいろなものがありますと、例えば人権だとかいふんなどいいことをおっしゃっておる方が多いんですが、ふと私は考えるんです。何か最近、被害者の人権より加害者の人権が非常に守られ過ぎていないか。これは一体被害者の人権はどうなつていっているのだらうと思うときもあるんです。多々あります。

それと同時に、こういう無縁のほとんどの方はちゃんと規則を守っておやりになっていると思うんですが、だが、これはちゃんと守っているやつがばかを見ないようにしなきゃいけませんよ。ましてや、このように人命にかかわることがある。さつき常松議員は一千万円ぐらいの罰則と言われただけでも、私はとんでもないと思うんです。最高刑ぐらいの罰を設ける。いや、そうですよ、そのぐらいしなければいけません。そのぐらいすることによってやるやつは考えるんです。

大臣そうでしょう、例えば大臣のお父さんがいて、心臓が悪くてペースメーカーを入れていて、だれかがやって、そのペースメーカーが狂って死んでしまったら、それで罰金が五十万円だ、懲役一年ぐらいいだ、ああ済みませんで済みますか。私は済みませんよ、そんなのじゃ。ですから、私はそのぐらいいまでびしっとそういうことをやったやつに対してはしなきゃいけないのじゃないか、そう

思うのでございますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) お話の趣旨は本当に私も理解しております。そのような憤慨をする場合が結構多いですね。被害者、加害者、どっちが加害者になっているのか、どっちが被害者になっているのかわからない。

同時に、その本、「ラジオライフ」というんですか、その本でもむしろ違法を奨励しているような書き方。しかし、必ずどこか抜け道を考えているんです。名誉毀損的な記事もそうです。私も含めて皆さん方もいろいろ迷惑、被害を受ける場合が多いと思うんですけれども、これを追及していくと必ずどこか逃れる、言いわけを考えている、その道の専門家ですから。

だから、歯がゆい点もあるんですけど、法律といっても、いろんな弁護士もいますし、法律の専門家もいますから、法体系全般を考えると、一千万とか最高刑というのは、これはもうとても無理なことはわかっていっているんですけども、その気持ちはわかりますけれども、なかなかその点は難しいものなんです。知らないでそういういたずらをしていられるかもしれないという場合があると思うので、ちょっとした何げない違法行為がどれだけ人命にかかわっているか、大きな被害を与えているかというそういう宣伝とか啓蒙活動、これも私は大事だと思っております。

そういう点で、今回の法がそういう不法無線局の混信とかあるいは妨害の阻止によりよく効力を発揮するように郵政省としてもできるだけ努力をして、妨害を阻止していく一助にこの法律がなればなというところで鋭意取り組んでいきたいと思っておりますので、また御協力をお願いしたいと思います。

○鈴木栄治君 ありがとうございます。

○中村鋭一君 今の鈴木さんの質問に関連するわけでございますが、今回は罰金三十万円以下、こういうことになりましたが、三十万円に引き上げられたわけですが、これ二十万円な

らいか、五十万円なら高過ぎる、この三十万にされた基準、それから。

○政府委員(白井大君) 電波法だけで申し上げてもかなりの数の罰則規定が置かれております。それで、実はこの罰則につきましても、政府の内部では、最終的には法務省の方で全体のバランスを見て罰則の量定を決めるというふうなやり方をとっておりますが、その一番の罰則規定の大部分であります刑法という法律の罰則の量定、特に罰金の量定が平成三年にかなり大きく変わりました。ところが、この電波法にありましてはその罰則規定のうち罰金の量定につきましては、そのときに刑法に合わせた改正を行わずにそのままにしておいたという経緯がありまして、一般の量定につきましては大体刑法の方の量定に合わせて全体的罰金額の引き上げを今度提案された。そして、今回新しくできた制度、例えば技術基準適合証明を除去しなかったことについての違反行為についての罰則というふうなものは、ほかの量定との大体のバランスを見まして罰金の額を決めさせていたというところになっております。

○中村鋭一君 それで白井さん、結局、先ほど来各委員の質問にもありますように、全体のバランスとか刑法とかこれまでの行きがかりで三十万にするから、だから鈴木委員がおっしゃるように最高刑をもってこれに当たれというふうな意見も出てくる。これは郵政大臣も気持ちの上ではわかるとおっしゃっているわけでありませう。やっぱり役所というものはそういうふうなバランスとかを考えるんじゃないかと、例えば人命に影響のあるような不法無線局の開設は、他のバランスとか刑法とかそんなことは関係なしに、そのやっつけた罪の重大性に比べて本罰則を考えるべきである、こう思うんですが、重ねてその点についてのお考えをお聞かせください。

○政府委員(白井大君) 先ほどちょっと申し上げさせていたしましたが、要は、罰則規定というところになりますと、国民に対しての不利益とい

う意味では一番の不利益について公権力がこれを科すということになるものでありますので、ただいまのお話はもちろんごもっともなお話だと思えますけれども、別の面から申しますと、そうした刑罰規定のあり方ということから考えますと、やはり慎重に考えてやらなければいけないという面も率直に申し上げてあるわけでございます。

ただ、そのときの社会情勢によりまして、国民全体の意識から見て違法の度合いあるいは違法の度合いについての考え方というのものはやはり変わってきて得るものであらうということも確かに考えなさいかねわけでありまして、そういうことを考えますと、一たん決めた罰金額がそのままで、あとはもうバランスだけで動かしていくというふうなことではないというわけにはいかないと思っております。

きょうの委員会の御審議の中で多くの先生方から出された御意見等につきましては、それはそれとして私どもの勉強材料ということで受け取らせていただきたいと思います。

○中村鋭一君 そこで、罰則規定を設ける、しかもそれを比較的軽重大に受けとめて罰則規定を強化する、これは一つの予防効果はあると思うんですが、一方でその予防効果の実を上げるためにも摘発をしなければいけません。今回の改正によりまして、技適証明を受けた無線設備の変更の工事をしたときはその表示を除去しなければならぬ、こうありますが、私個人考えで、電話には技適証明がついていますが、それをめくると言ったら、めくったかめくらないかを確認するのは大変な作業だ、こう思うんです。これは及川先生もおっしゃったように、こういうものを工事変更というのは大げさな表現で、実際に法律用語というのは妙なものだと思いが、いずれにしても、そういうことをした場合に、単に張つてある紙をめくったかめくらないかを確認するのは大変な作業だろうと思うんですが、それは具体的にどのようなようにして確認をするおつもりですか。

○政府委員(白井太君) 今回御提案を申し上げております技術基準適合証明の除去義務というような規定の持つ意味合いであります。これは率直に申し上げ方をさせていただきますと、そのもので直接不法行為がなくなることにつながる度合いというのは非常に少ないという見方をされても仕方がない規定だと思えます。

一つは、技術基準適合証明を除去しなかった場合は、除去しなかったということ自体が今度の法律が通りますと罪になるということでありまして、何か不法電波があったというときに、幸いにしてその不法電波を捕捉することができて捕まえることができたというときに、初めてその場合に、中を改造していながら証明の除去をしていなかったというようなことから、不法電波をなくすということにだんだんとその効果があらわれてくるというようなことではなからうかと思うわけがあります。

そういう意味では、技術基準適合証明に合っていないような機械になっていながら、いかにも表向きは技術基準に合っていますよというような証明がそのまま残されておるといことがもともと悪かったんだと思うわけでありまして。この際それをとにかくなくさしていただいて、先ほど申し上げましたように、最終的に不法無線として捕まえたときに、そういうものを材料にいたしまして、ではこの改造はどこでやったんですかというようなこと、だんだんと違法行為をたどっていくというところにも役立つのではないかと期待もありまして、今回のような提案をさせていただいたわけでございます。

○中村鋭一君 今、白井さんも期待をいたしました。こうおっしゃいましたね。法律というのは、こういう悪いことをした場合、あなたはこういう罰を受けるんですよ、これ一つありますね。それからもう一つは、こういう悪いことという場合に、あなたのしたのはいくつ悪いことですかというのを本人に実感させなければなりません。そのためには摘発をしなければなりません。

ね。ですから、今回このような法改正がされても、やっぱり摘発の実が上がるということが大切なことだ、こう思うんですね。

法律にはいろいろな側面があります。この間も環境基本法が審議に入りました。あの節私も質問をさせていただいたんですが、あの規定の中に例えば「努めるものとする」という規定が二十四カ所あるわけですね。ですから、理念的な、かくあらまほしきというものは別に、特に私はこういう法律というのは具体的でなければならぬ、こう思うんですが、それにしても、今の罰金の問題にいたしても、技術証明を除去しなければならぬという規定にいたしても、なかなか現実効果が上がりにくいという側面は否めない、こう思うんですね。

例えば、小売業者に対して、無線設備を販売するときは相手方に対して免許を受けなければならぬ旨を告げ、また不法無線局を開設した場合の罰則等を記載した書類を購入した者に交付しなければならぬ、こうしておりますが、実際にその旨を口頭で告げたか、あるいは紙を渡したかというのを確認する作業もこれまた大変なことだろうと思うんですが、重ねてその辺はどのように見通していらっしゃるんですか。

○政府委員(白井太君) 先ほどの技術基準適合証明につきましても、またたいてはお話ありました小売業者の方が行う告知という問題につきましても、不法電波が発せられたというのを摘発するということが最終的には担保にならないと実効は上がらないと思えます。

そして、その不法電波の摘発をした、まあ摘発という言葉も余り使いたくないわけでございますけれども、不法電波をつかまえたというときに、その不法電波をたどっていきまして、先ほど申し上げましたように、中を改造していながら技術基準適合証明をそのままにしておったとか、あるいはそういう機械を販売していながら、販売業者としてのこの法律案にありますような義務を果たさなかったとか、そういうことがそのときに問題と

して表に実際は出てくるんだと思えますし、そういう形になって初めて実際は罰金等の刑罰が科せられるということになるのが恐らく実態ではなからうかと思えます。その点では中村先生がおっしゃるとおりだと思います。

○中村鋭一君 そこで、先ほど及川先生の質問に對して、平成三年度、不法無線局三万八千です。措置率は一〇%弱、九%強だと思っております。罰を加えたんじゃない、単に注意をしたものを含めての一割弱ですね。これだったらまさに九牛の一毛でございます。その実効はほとんど上がらないと私は言ってもいいと思う。

そこで、先ほどは例えば電波監視車を用意するというようなことをおっしゃいました。現実に今郵政省は、例えばこういった不法無線局を摘発するために、電波監視車を何台ぐらい用意したら一応摘発のパフォーマンスが上がるかと考えたのか。それからまた、遠からず将来においてこれは予算化をする意思はお持ちなんですか。

○政府委員(白井太君) 細かな数字、実は資料としては持っておりますが、どこに入っているかちょっと今すぐ見つかからないものですから、考え方を申し上げさせていただきますが、現在はこの電波監視をするための自動車は全国に一応四十台持っております。ただ、これでは非常に少ないというところで、またしかも、不法電波をつかまえるという意味での機能をもっと高度化したような自動車をもっと計画的に増備をしていきたいということを考えております。ことしの四月から始まりました電波利用料という形で免許人の方から納めていただいたお金を利用しまして、そのうちの半分近くのお金を実はこうした監視業務の方の施設の整備に充てるということで、これから何年にわたって整えていきたいと思います。平成五年度、今年度の場合で言いますと、大体三十億近くのお金を監視業務の充実に充てていきたいというふうに思っております。

○中村鋭一君 三十億とおっしゃいましたね。何台ぐらいつくれるんですかね。

○政府委員(白井太君) 実は、ある固定した地点から常時違法な電波が出されていないかどうかを監視するための設備もあわせてつくっていくものです。すべてを自動車を買うお金に回すというわけにはまいらないわけでありまして、電波監視車として平成五年度に私どもとして新たに購入をしたいというのは六台でございます。

○中村鋭一君 今四十台あって、あと六台です。それじゃとても足りないと思えます。で、せっかくこうやって法律を改正してやることですから、何遍も繰り返しますけれども、平成三年度で三万八千件もあったものがわずか九・二%しか不法無線が摘発できないというようなことで、これはやっぱり抜本的に、車も含めてです。そういう監視制度を充実するために、これは大臣もひとつせっかく御努力をいただいておりますように、これは予算の件でございますので、お願いをしておきたいと思えます。

日本におられる外国人の方が今度無線局が開設できるようにになりました。これは大変いいことだと思えますが、予測ではどうですか、何局ぐらい申請があると考えておられますか。

○政府委員(白井太君) 予測の数字ということではまだちょっと申し上げられるような正確な数字を用意いたしておりませんが、現在は制度上はいわゆる相互主義と申しまして、相手の国が日本人に認めてくれる場合は、我が国においてもその国の国籍を持った方に無線局の免許を認めようというところをアマチュア無線とか陸上移動無線についてやっております。

その数字がどんな状況になっておるかと思えます。アマチュア無線局の場合は現在外国人の方に対して九百局の免許を与えております。それから陸上移動関係の無線局、これは大体荷物の配送などの仕事をなさっておられる方が多いかと思えますけれども、こういう方々に対しては企業の数で二十から三十、無線局の数で六百ぐらいの免許

を付与しております。

これが今度の制度改正によってどのくらいふえるかということは、正確には申し上げにくいわけですが、お米屋さんのようにいろいろ物の配送をするとかというようなお仕事をなさっている外国人の方は結構いらっしやいますので、そういう方からの要望もあつたことが今回の法律改正を御提案申し上げる契機にもなっておりますから、何がしかの御要望は法律が通ればすぐ出てくるのではないかとこのように思っております。

○中村鋭一君 日本でそのように認めて、今度外国にいらっしやる日本人の方々、この方々も外国で無線局を開設したいという気持ち強いだろうと思ひます。ですから、日本は今相互主義によらずこのように認めるんですから、あなたの国もひとつ在在の日本人に対してよろしく頼むというような要請、もしくはその現況はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(白井太君) 実は、大半のいわゆる先進国といわれるような主要国におきましてはもう既に相互主義をとつていなくて、外国人の方でも、まあアマチュア無線局というふうな、いわばどちらかというとならぬ無線局ですけれども、そういうようなものについてはもう既に認めてあるというところでありますので、我が国は相互主義をやめたのにあなたの国は依然として日本人に対して免許をしてくれないじゃないですかというふうなことを言わなければならぬケースというのはいくらも出てまいりましたけれども、もしそういうケースが出てまいりました場合は、当然これは外交ルートを通じて、ただいま先生がおっしゃいましたような働きかけをしなければならぬというところは当然のこととして考えております。

○中村鋭一君 最後に、自動車無線とそれから携帯電話の盗聴についてちよつとお尋ねをさせていただきますが、大体盗聴というものは何か陰謀で非常に私に基本的には卑劣な行為だと、こう思ふんですね。にもかかわらず、こういうた自動車無線や携帯電話の盗聴行為というのは後は絶

たないわけでございます。たまたま無線局を開設している人が聞いておりました、そこへ電話のやりとりが飛び込んでくる、これは私にはしょうがないことだと思ふんですが、明らかに一つの意図を持って盗聴をするというところは、これはぐあいが悪いと思ふんですね。

現行の法規等では、意図的に例え盗聴のための機械を使って、設備を使って人の交信を聞いた場合は、これに罰則を加えるか、あるいはこういう行為は好ましくない等の規定はございますか。

○政府委員(白井太君) いわゆる通信の秘密を守るといふことに關しての規定としては二つございします。一つは電気通信事業法という法律による秘密の保持であります。これは電気通信事業者の方が取り扱っている通信の秘密は侵してはならないという言い方になつております。言つてみればNTTドコモの自動車電話、これは明らかに電気通信事業者の取り扱いに係る通信ですが、この秘密を侵してはならないといふことでありますので、これを盗聴するといふようなことは罰則の対象になるわけでございます。

それから、そうしたNTTドコモのような通信事業者の方ではない通信というものが無線で行われることも当然あるわけでございます。この場合は電波法という法律に規定がございします。この場合は若干違つておりましたが、「特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない」といふことであります。ただ、これは聞いていてただけでは罪にはならない。傍受をいたしましてこ

ういう通信があつたよといふことをだれかに漏らすとか、こんな内容だつたといふことをだれかに漏らすとか、あるいはその情報をつかんでそれを盗んで使つていふとか、窃用をするといふことが今度は罰則が科せられる対象になるというところであります。その辺が少しこの電波法と電気通信事業法では違つておりますが、一応基本的には通信の秘密を守るといふための規定があることはあ

るわけでございます。

○中村鋭一君 今伺いますと、全般にやっぱり俗に言う甘い、こう思ふんですね。

例えば、小泉郵政大臣が携帯電話を使って、例えば山崎拓さんや加藤紘一さんと現在行われております政治改革について電話でやりとりをなさる。そうすると、小泉郵政大臣と対立的な考え方をしている人がその電話を傍受して、それを自分の陣営に有利になるように仮に使用した場合、今お話しのことではこれは罰を加えることはできないといふことになりませんか、その使用方によつてはです。そうなりませんか。

○政府委員(白井太君) 自動車電話などにつきましては、これは要するに、電気通信事業者が電気通信事業のサービスとしてやっておるものを意図的に聞いてやろうという気持ちで積極的にその内容に耳を傾けて聞くといふことになりまして、これは通信の秘密を侵したといふことになるわけでございます。

それから、そうした通信事業者の方がやっておられるのではなくて、例えばアマチュア無線の機械を持ってお互いに何か通信をしておたというふうなケースの場合ですと、ただそれがたまたま自分の持つていた受信機に入つてきたのを聞いただけでは罪にはならないといふことでございします。

○中村鋭一君 その辺に微妙な問題はあるとは思ひますがね。ですから白井さん、現実には秋葉原でそういう盗聴可能な機器を売つておるわけでしょう。だから、今御説明いただいた法律の規定もあつた以上は、例えばそういう機器を売れないようにするといふようなことを郵政省でお考えになつてはいらつしやらないんでしょうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(白井太君) このような点につきましては、私ももううておくわけにはいかないとはいふことで、一つは、一般向けの受信機につきましては、機械の製造業者の方などに対して、少なくとも電気通信事業用の周波数帯、電気通信事業

で用いている周波数というのは決まつておりますので、その周波数帯の電波は受けられないような受信機にしてくださいといふようなことをお願いいたしまして、この点ではもう既に一般向けの電波の受信機で盗聴できないような機種が販売されているといふことのようにございします。一応一定の成果は上がりつつあるといふことでございします。

それから、コードレス電話と申しますか、要するに無線で使つております電話機などについて、これは一般の方に盗聴されるおそれがありますといふことを念のため注意していただくといふようなことももちろんやらなきゃいけません。そのほか、いろいろそういうものが漏れないような技術の開発をするといふこともさせていたいただいり、電気通信事業を行つては、秘話装置といひます。これを社につくしまして、秘話装置といひます。これを社につくしまして、秘話装置といひます。これを社につくしまして、秘話装置といひます。

不可能になるものですか、できるだけそういうものをやつていただくとか、それから最終的には、先ほどもちよつと出ておりましたけれども、もう既に一部サービスが始まつておりますが、デジタル式の通信といふのをできるだけ急いで無線通信の分野に取り入れていくといふことをやりたいと思つていまして、関係の方々とも勉強会を持つたり、あるいは事業者の方々にいろいろお願いをしつたりといふことをさせていたいただいております。

○中村鋭一君 一生懸命やつて下さい。終わります。

○委員長(野別隆俊君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(野別隆俊君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより採決に入ります。

電波法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野別隆俊君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

及川一夫君から発言を求められておりますので、これを許します。及川一夫君。

○及川一夫君 私は、ただいま可決をされました電波法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

電波法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 情報化の進展の中で増大する電波需要に的確に対応するため、電波の有効利用技術や周波数資源の開発等を積極的に推進し、国民生活の利便向上に資するよう電波利用環境の整備を進めること。

一 本法における「免許情報告知制度」等の周知徹底により、不法開設局の未然防止を実効あるものとするよう努めるとともに、引き続き、不法開設局対策について検討を行うこと。

一 本年度導入された電波利用料制度の公平かつ円滑な運用に努め、その実施状況を明らかにしつつ、その定着を図ること。

一 電波が持つ社会的機能の重要性にかんがみ、その利用秩序について国民に対し正しい知識と理解を求めるよう一層努力すること。

一 電波利用の高度化、多様化を促進するため、規制緩和、行政手続の簡素化等につきさらに検討を進めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(野別隆俊君) ただいま及川一夫君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野別隆俊君) 全会一致と認めます。

よって、及川一夫君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小泉郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。小泉郵政大臣。

○國務大臣(小泉純一郎君) ただいま電波法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

どうもありがとうございます。

○委員長(野別隆俊君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野別隆俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

六月三日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は四月二十七日)

一、電波法の一部を改正する法律案